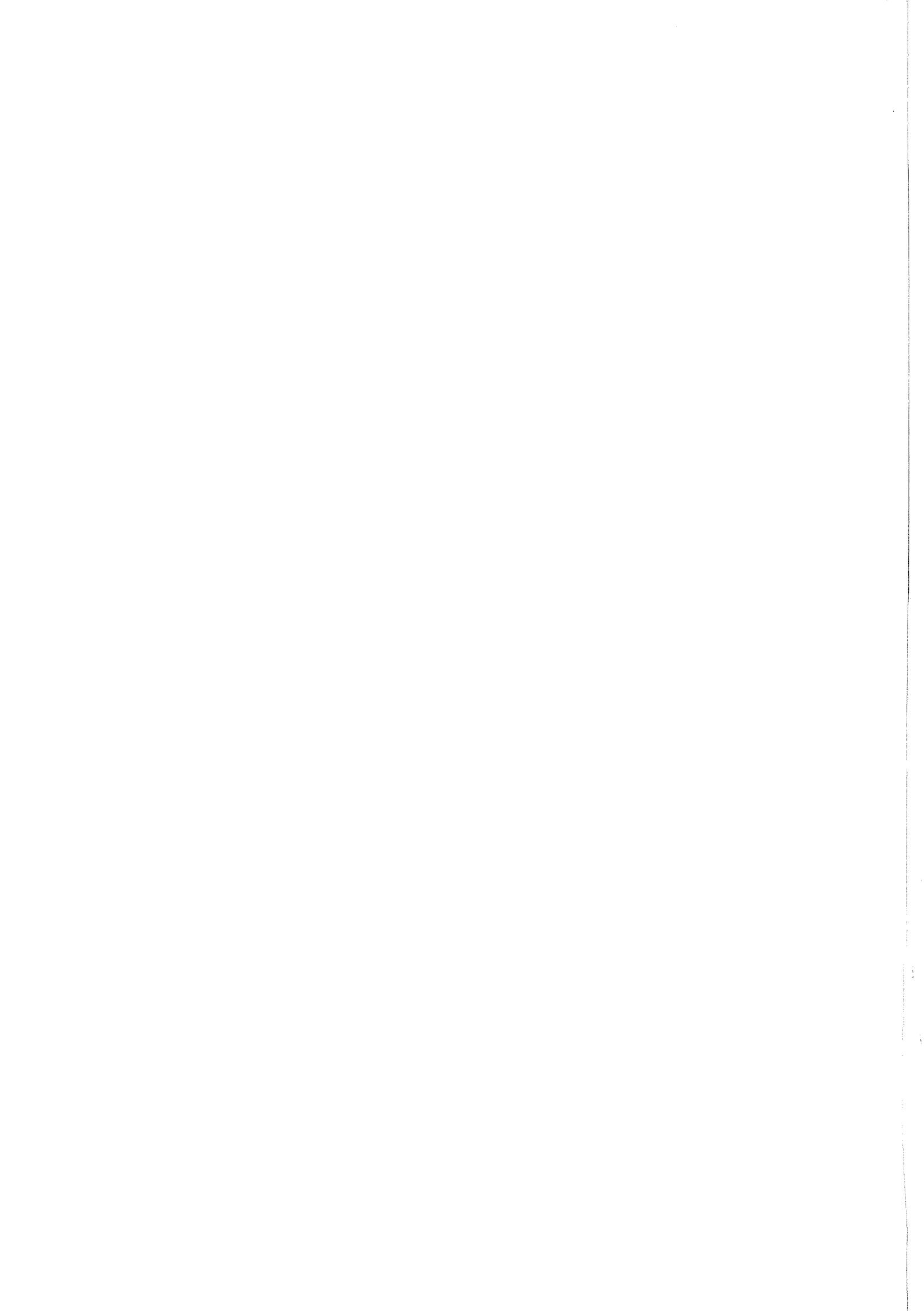


平成 22 年度 文化庁  
「我が国の写真フィルムの保存・活用に関する調査研究」

報 告 書

平成 23 年 3 月  
社団法人日本写真家協会



## 1. はじめに

本調査報告書は、社団法人日本写真家協会が文化庁の委嘱による「我が国の写真フィルムの保存・活用に関する調査研究」を受けて行ったものである。調査研究活動は、有識者による諮問会議を設けて収集調査、保存科学、権利処理等の専門家による検討を得て、物故写真家の遺族の元で保存されている写真原板（以下フィルムと呼ぶ）を借り受けて、原板のスキャニング、データベースの作成、写された写真の説明、撮影日時、場所を調べ、規定のフォーマットで記録し整理、保存研究を行った。

平成23年3月には、写真保存センターの必要性を一般の方々に普及するため、財団法人日本カメラ財団と社団法人日本写真家協会が共同主催、日本写真保存センター設立推進連盟の協力で、「ときを刻んだ写真—保存が必要なフィルム」展を開催した。開催にあたり記者発表を行ったところ、新聞社、テレビ局の9社、13名の記者が参加された。中でもビネガーシンドローム（加水分解）を起こして、フィルム面がべとついたり、白い粉を析出したり、フィルムがワカメ状になって変形したものの現場を直視した記者たちは、驚き保存の必要性を改めて認識していた。

今回の展覧会には、保存が望まれる写真家の中の現在調査を行っている17名の作品を展示した。登場した写真家の多くは存命中に親交のあった先輩たちである。写真家は、自分が生きている同時代のさまざまな社会から受けた感動や思いを写真に納め伝えようと試み、撮り続け、その作品の出来栄えに一喜一憂しながら写真人生を終えられた人たちである。後世に伝えるなどと考えて撮っている人はいないと思う。しかし、そこに写されたものは50年、100年と経るに従い、その時代を語る重要なドキュメントとなっていく。

いわゆるドキュメント写真ばかりではない、科学写真、スポーツ、コマーシャル、ファッション、自然風景写真もその時代の変化、社会を伝える写真として一役を担っているのだと思っている。

その残された写真フィルム（原板）を遺族たちは大切に保存しようと、ある遺族は主人の位牌のある仏壇の側に収納したり、写真家の使ったトランクの中に収納したりしている。半世紀前の写真家の間では、「フィルムの保存は密閉した箱の入れ、空気に触れないようにするとよい」という言い伝えに、桐の特製の箱に入れて保存したり、缶の中に入れ、周囲をセロテープで封印する写真家がいた。しかし、事実は正反対で通気のよいケース（無酸のもの）でなければいけないことが学術的に証明された。一度劣化現象がフィルム原板に起きると、修復することは不可能で、その部分は廃棄されなければ他のフィルムに伝染してしまう。長期保存するためには、フィルム原板の素材によって異なるが、フィルムホルダーは中性紙を使ったもので、通気のよい場所、湿度は30～50 RH%、温度は18～21℃、素材によっては2℃という。一般の家庭ではとても困難であり、専門の保存庫が必要になる。

昨年、日本写真家協会は創立60周年企画事業として「おんな一立ち止まらない女性たち」写真展を開催し、写真集を編纂した。内容は、敗戦後、日本が復興する上で、お母さんたちが

如何に影の力となって活躍したか、また、女性たちが近代日本を推進するための一役を担ったかを写真で表現したもので、社会的にも反響を呼び、約4万人の方々に感動を与えることができた。これらも残された写真、フィルム原板があったからこそ開催展示ができたのである。写されたフィルム（原板）の保存の重要性を改めて痛感したのであった。

平成22年、東京国立近代美術館の相模原のフィルムセンター増築にともない、文化庁がフィルム収蔵庫の一部（最大限500m<sup>2</sup>）を借り受け、写真保存センター（仮称）に貸与して下さる旨のお話をいただいた。私どもにとっては朗報である。劇的な進展はないが、一歩ずつ着実に進んでいる。次年度から調査研究が次のステップ「文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究」へと向かう。何事も基礎が大切である。写真家たちは日本写真保存センターの設立に向かい、一丸となって推進したいと願っている。

—写真科学の発達により、どんな過酷な条件でも、「いま」を撮ることはできるが、「過去」は撮ることはできない。—

益々時代を記録した写真フィルム（原板）の保存とアーカイブ機能は、国のために必要欠くべからざるものと感じている。

田沼武能（社団法人日本写真家協会会長）

## 目 次

1. はじめに .....	3
2. 本調査の概要 .....	7
2.1. 調査研究テーマ .....	7
2.2. 調査研究の趣旨 .....	7
2.3. 調査研究の内容 .....	7
3. 調査研究の実施計画 .....	8
3.1. 実施方針、事業内容、調査・分析手法 .....	8
3.2. 写真原板の移管と整理、利活用に向けての調査 .....	8
3.3. 未調査となっている写真原板の調査を継続 .....	9
3.4. 利活用、権利処理の研究 .....	9
4. 調査実施概要 .....	10
4.1. 「我が国の写真フィルムの保存・収集に関する調査研究」日程 .....	10
4.2. 調査研究にあたった諮詢・調査委員、補助員名簿 .....	11
5. 写真フィルムの保存・活用およびその事業に関する基本的な考え方 .....	12
5.1. 写真家の選定基準について .....	12
5.2. データベースの構築 .....	13
5.2.1. 写真フィルムの位置付け .....	13
5.2.2. アーカイブとしての位置付けとデータベース .....	14
5.2.3. 写真原板を管理するためのデータベース .....	14
5.2.4. 管理のためのデータベースに必要となるメタデータ .....	15
5.2.5. 利活用の基本的あり方と可能性 .....	15
5.2.6. 想定される利用者と利活用のためのデータベース .....	16
5.2.7. 外部からの利活用のために必要となるメタデータ .....	16
●米国議会図書館 .....	17
●ネーデルランド・フォトミュージアム .....	17
●王立戦争博物館 .....	18
5.2.8. 画像データベースに求められるクオリティ .....	18
5.2.9. 他のデータベースとの連携 .....	18
5.3. 収集したフィルムの整理 .....	19
5.3.1. 最小単位の決定とコマ番号付与 .....	19
5.3.2. 写真家IDと受付番号付与 .....	19
5.3.3. 台帳記入作業 .....	20
5.3.4. 台帳項目用語の統一 .....	21
5.3.5. 他の写真データベース調査 .....	23

5.3.6. 他の写真データベースの検索項目	24
5.4. 長期保存のための環境設定と写真包材	27
6. 調査活動(写真原板の保存状況と収集)	29
6.1. 調査結果	29
中村立行、蔵原輝人、向井潔、掛川源一郎、吉岡専造、中村吉信、名取洋之助	
7. 調査作業	33
7.1. 調査作業の流れ	33
7.2. 収集した写真原板に関するデータ	33
7.3. 他館からの借用ネガ	34
7.4. 包材の交換、調湿・吸酸剤の試験的使用	34
7.5. 倉庫への預け入れ	35
7.6. ビネガーシンドローム修復依頼	35
8. 利活用に関する基本的な考え方	37
8.1.1. 写真原板保存活動は、原板の取得に始まる	37
8.1.2. 例外としての寄託契約	37
8.2. 利活用契約における要点	39
8.2.1. 利活用を考える際の基本的な視点	39
8.2.2. 収益モデル	39
8.2.3. 利活用促進の手段	40
8.3. 利用規約(試案)	41
8.3.1. 利用規約について	41
8.3.2. 規約内容	42
規約(試案)	42
9. 広報活動	48
9.1. 概要	48
9.2. 開催記録	48
① 写真展	48
② シンポジウム「なぜフィルムの保存が必要か」	49
③ ウェブサイト	50
10. まとめ(この4年間の活動成果と課題)	52

図版

1. 遺族宅の保存状況	55、56	3. 写真美術館などでの収蔵状況	57
4. 劣化したフィルム(ビネガーシンドローム)	58	5. 収集したフィルムの整理とデータ化	59
6. 海外のフィルム収蔵施設	60、61	8. 展示公開された劣化フィルム	62

## 2. 本調査の概要

### 2.1. 調査研究テーマ

散逸の恐れのある文化、歴史的に貴重な写真原板の収集保存を図り、学術、情報メディア、芸術、教育機関、その他において利活用することを目的とする施設の設置についての基礎的な調査研究を行う。

### 2.2. 調査研究の趣旨

我が国が近現代を撮影した文化的、歴史的に貴重な写真原板の散佚を防ぎ、活用を図る観点から行う。

### 2.3. 調査研究の内容

#### (1) 具体的内容及び方法

現状を把握し、保存・活用にあたっての課題を明らかにするため、以下について調査研究を行い、今後の方策を検討する。

#### (2) 調査研究計画

##### ① 諮問会議の実施

調査研究を行うにあたり、写真史、保存技術、権利処理、利活用に関わる専門家による諮問会議を実施し、当施設の基本理念、具体的な活動指針を図るために会議を開催する。  
専門分野に関しては、分科会を設けて作業を進める。

##### ② 調査委員会の設置と写真原板の保存状況調査

調査委員会を立ち上げ、写真原板の収集基準の確認をする。

昭和20年から昭和45年ごろまでに撮影された、物故写真家の遺族のもとを訪ね、または、アンケートによる写真原板の所在と保管状況の調査を行い、基本台帳の作成を行う。

##### ③ 写真原板の収集基準と保存方法

第1期は、昭和20年から昭和45年ごろまでに撮影された、物故写真家の写真で、すでに印刷媒体等で公表されたものとその周辺の写真原板を対象とする。

保存にあたっては、美術館、博物館等と同等程度の温度、湿度に保てる収蔵庫で保管する。

保管にあたっては、収集時のネガケース等の薰蒸、脱酸化物の除去ののち、新しいネガケースに入れ替え、該当する写真のモノクロ・パライタ紙によるプリント作業を行う。

次に、原板またはプリントからのスキャニングによるデジタル化を行い、データベース（基本台帳）の作成作業を行う。

##### ④ 写真原板の保存・活用に関する権利処理や利活用方法

写真原板に対する著作権、使用権等の契約に関する権利処理を明文化する。インターネット、ウェブサイトを介しての閲覧、利活用に関する調査研究を行う。

### 3. 調査研究の実施計画

#### 3.1. 実施方針、事業内容、調査・分析手法

戦後、いち早く民衆が自由を謳歌したのがカメラであった。第二次大戦中は撮影禁止の場所が多く、街中や景色すら撮ることができなかつた。その抑圧からの解放は、写真爱好者にとって大きな喜びであった。戦災の惨禍が残る街々に人々はカメラを持って、さまざまな光景を記録していった。そうした時代を記録した写真もすでに65年余の歳月を経ている。

しかし撮影者はすでに世を去り、残された遺族もそれ相当な年齢に達していて、残された写真や原板を整理する力も失せている。こうした写真原板の数は相当な量になる。我が国の歴史を振り返ろうとするとき、いつもマスメディアなどで利用されるのが、こうした民衆の営みを記録した写真である。家庭アルバムに残されているその手の写真も次第に少なくなっている。写真原板ともなると部屋の奥深くで眠っている。高温多湿の環境では原板の劣化も進み、廃棄の憂き目にあっている。このことは貴重な歴史・文化資料（資産）の損失であるところから、社団法人日本写真家協会を中心になって、こうした写真原板を収集保存し、利活用することを提言し、日本写真保存センターの設立を望んでいる。

平成19、20年度の2年間、物故写真家の遺族のもとを訪ね、残されている写真原板の保存状況を調査した。その結果多くの原板に、高温多湿の保存環境に長いこと置かれていたために、写真原板の劣化が想像以上に進んでいたことを報告した。さらに平成21年度はそれらの写真原板の一部を遺族から借り受け、劣化の進行が始まっている写真原板から、利活用ができるかどうかの検討を行い、対策としてそれらの写真原板の元台帳にあたるコンタクトプリント（密着）を作成し、画像内容を記録する作業を行った。

膨大な写真原板の一部とはいえ、その数量は相当なもので、その写されている種々の情報を逐一、調査することとが如何に時間を要する作業であるかを体験した。そこには写真家自身が撮影データ（日時、場所、テーマ等）を記録していないものが多くあったことも、作業を手間取らせることになった。

平成22年度も引き続き調査の継続を図るとともに、未調査の写真原板の収集と調査研究を図る必要性を感じている。また、利活用にあたっての効果的なデータベースの構築方法の研究や、さまざまな利用形態での著作権や利用許諾をどのように取っていくかといった、実際的な研究も並行して行うことにしている。

#### 3.2. 写真原板の移管と整理、利活用に向けての調査

##### 3.2.1. フィルムの加水分解による劣化（ビネガーシンドローム）の発生が、想像した以上に新しい時代の原板においても起こっている。この現象と対策については、日本写真学会などの研究報告を参考にしつつ、写真原板のクリーニング、包材等の交換によって延命を図ることにしている。また、劣化が始まつた原板についてはスキャニングによって画像データの確保と救済を試みるなどの対策を講じる。

3.2.2. 調査対象者（遺族、著作権継承者）も80歳を超える高齢者が多く、個人での保存に限界を感じておられる。そのため写真原板の一時的な借り受けによる調査でなく、遺族からの写真原板の寄贈を受け、低温低湿（20℃、50%以下）な写真専門の収蔵庫での保存が必要である。そのため一時保存が可能な収蔵庫の借り受けを検討する。

3.2.3. 写されている画像情報について、撮影者名、撮影年月日、撮影地名、撮影対象（題名、テーマ）、発表、掲載履歴、原板サイズ、種別などの記録を行う。利活用者が必要とする画像検索システムの構築を図る。そのために画像の分類（人物、風景など利活用にあたっての画像分類）も研究、権利処理（著作権者名、許諾等）などを実用化するためのコンピュータシステムの構築を検討する。

3.2.4. 以上の作業を行うために、10坪程度の作業室を借り受け、写真フィルムの取り扱いに慣れた専門家（写真学科卒業の実務者）を採用し、専門家の指揮のもとで調査作業を行う。調査員はなるべく学芸員あるいは図書司書の資格をもった人員数名で当たる。

3.2.5. 調査作業経費は、遺族から借り受ける写真原板の運搬経費、作業室（会議室）、低温低湿の貸倉庫等の賃貸料、交換フィルムホルダー、収納する保存ボックス、整理台帳の印刷などの消耗品、事務用品等の経費、一時収容のためのロッカー等の備品の借用。専門家および調査員の人工費等を計上する。

撮影された内容を確認するため写真原板のコンタクト（密着）プリントの作成、劣化の進んだ一部のフィルムの修復および、デュープまたはデジタルデータ化する作業については一部を専門業者に委託する。

### 3.3. 未調査となっている写真原板の調査を継続

平成21年度予定していた物故写真家の写真原板（約10件）と写真美術館（2件）等の調査活動を継続して行う。

北海道・掛川源一郎、関東・早田雄二、木村伊兵衛、田村茂、関西・川上緑桜、ハナヤ勘兵衛、中国・植田正治写真美術館等を予定している。

### 3.4. 利活用、権利処理の研究

写真原板の収集は、可能な限り「寄贈」を原則とする。「寄贈」に当たって、「利活用に関する権利処理」を文書で行う。利活用を促すために、提供できる資料をWeb（ホームページ等）で公開し、利活用者の反応を探りたい。利用に当たっては利用形態に応じたサブスクリプションのデータが提供できるような仕組みをシミュレーションをする。

## 4. 調査実施概要

### 4.1. 「我が国の写真フィルムの保存・収集に関する調査研究」日程

	委員会の開催	作業内容	備考
5月	入札 国内調査	名取洋之助	都内（移送）
6月	諮問調査委員会（JCII） 国内調査	調査概要報告 名取洋之助	都内（移送）
7月	原板の収蔵（共進倉庫） 国内調査	写真原板の移送運搬 中村立行（品川歴史館） 吉岡専造 中村由信 早田雄二（マーメイド）	都内（運搬） ビネガーシンドローム ビネガーシンドローム
8月	データベース分科会 国内調査	データベースの構築について 中村立行（品川歴史館） 田村茂（延期）	都内（運搬）
9月	諮問調査委員会（アルカディア）	フィルムスキャニング報告	
10月	利活用分科会 国内調査	利用にあたっての権利処理 蔵原輝人	都内（運搬）
11月	データベース分科会 国内調査	基本台帳とデータベース 蔵原輝人 掛川源一郎（北海道立文学館）	都内（運搬） 北海道（移送）
12月	国内調査	向井潔	都内
1月	諮問調査会議（JCII）	データベース、国内調査報告 写真展・シンポジウム企画	
2月			ホームページ構築（JPS）
3月	諮問調査会議（JCII）	報告書 「ときを刻んだ写真—保存を必要とするフィルム」展開催（JCII）	シンポジウム「なぜフィルムの保存が必要か」（JCII）

#### 4.2. 調査研究にあたった諮問・調査委員、補助員名簿

##### 事業実施体制

社団法人日本写真家協会

##### 統轄部門

会長 田沼武能（社団法人日本写真家協会会長）  
副会長 熊切圭介（社団法人日本写真家協会副会長）  
専務理事 松本徳彦（社団法人日本写真家協会専務理事）

##### 調査委員会

##### 調査部門

委員 北村行夫（弁護士）  
委員 金子隆一（東京都写真美術館専門調査員）  
委員 高橋則英（日本大学芸術学部教授）  
委員 白山眞理（日本カメラ財団運営委員）  
委員 早川与志子（明治大学法学部講師）  
委員 多田亜生（岩波書店美術編集者）  
委員 大龜哲郎（日本ユニ著作権センター理事）  
委員 瀬尾太一（日本写真著作権協会常務理事）  
委員 山口孝子（東京都写真美術館保存科学専門調査員）  
委員 谷 昭佳（東京大学史料編纂所技術専門職員）  
補助員 小池 汪（写真家、桑沢デザイン研究所講師）  
補助員 高井 潔（写真家、日本大学芸術学部講師）

##### 調査委員会

##### 調査作業部門

調査員 中川裕美（学芸員、日本大学大学院芸術学博士前期課程修了）  
調査員 新垣貞治（日本大学芸術学部写真学科卒）  
調査員 新美志保（日本大学大学院芸術学研究科修了）  
調査員 ヒントン実結枝（慶應義塾大学文学部民族学考古学専攻）

## 5. 写真フィルムの保存・活用およびその事業に関する基本的な考え方

### 5.1. 写真家の選定基準について

平成19年度から平成21年度までの「我が国の写真フィルムの保存・活用に関する調査研究」の報告書において、調査研究の対象とする「写真フィルム」とは「写真原板」であり、第一義的には「撮影原板」であることを明らかにし、それは無形文化（視覚イメージ）と有形文化（視覚メディア技術）の交差点に存在する「もの」と位置づけた。その「写真原板」は、日本の歴史的現実を記録しているだけでなく、日本人のヴィジュアリティを表現する「内容」をもつものであるとした。それゆえ、「内容」として社会的、芸術的な問題意識を高度に發揮している写真の専門家すなわち写真家による「写真原板」を中心的に調査研究してきた。

本年度においては、この事業が本来的に目指す我が国に遍在する写真原板を収集・保存・利活用するための総合的な計画に対するヴィジョンの策定が課題とされた。

そのためのステップとして、調査対象とする写真家をどのように選定してゆくか、という問題を明らかにすることを課題とした。

本調査研究では、当初から物故写真家を調査対象としている。それは写真原板の散逸とビネガー・シンドロームに代表される劣化による、緊急避難的な要請によっている。この問題は、現実的な要素として見過ごすことができないばかりではなく、「フィルム」を保存・活用の原点として位置づけた本調査研究の根源的な問題として等閑視することはできない。

だからと言って、今後比較級数的な増大するであろう緊急避難的な要請のすべてに答えることは、本調査研究の問題としてだけではなく、想定される「写真保存センター」のキャパシティーの問題としても不可能である。それゆえどのように写真家を選定してゆくか、というガイドラインの策定が求められるであろう。

これまでの調査研究の中で、どのような「写真原板」を収集するかという課題に対してのガイドラインとして、利活用の観点から雑誌、単行本、展覧会など何らかのかたちで発表された写真の「写真原板」の1コマを中心にしてデータ化し、その周辺の「写真原板」を収集するということが提案されている。これをもとにすれば選定する写真家は、さまざまな発表行為を持続的に行ってきた写真家ということが導きだされる。持続的に発表を行ってきたということは、その写真家のヴィジュアリティがつねに社会的な要請があったということに他ならない。

それゆえ選定の基準の一つとして、写真家の「写真史」における評価というものがあげられるであろう。

これは、すでに写真作品の収集を行ってきている東京都写真美術館をはじめとする美術館での収集方針として実現されている。だが「写真史」という問題は、現在の美術館において基本的には「表現史」の枠組みのなかであつかわれているといってよいだろう。もちろん写真表現はつねにその「記録性」を重要な要素として成立してきているわけであるから、「表現史」の中であつかわれる写真が社会や時代を色濃く記録してきていることは確かである。だがそれだけでは、社会や時代を色濃く記録してきている「写真」の全体像をカバーするこ

とはできない。

そこで「写真史」という問題を、「表現史」の枠組みだけによるのではなく、つまり時代の表現の先端を切り開いたわけではないが、発表されたことによって社会に広く影響をあたえたという「社会史」の枠組みをとりこむ必要があるのでないだろうか。

実際、新聞や週刊誌などに日々掲載されている無数の写真を撮り続けている、ジャーナリズムの世界で活躍する写真家の写真は、美術館の中では等閑視されがちである。しかしそれらの写真こそが、多くの人々の目に触れ、そのヴィジュアリティは社会の深層において大きな影響をあたえているはずである。

あわせて重要なことは、あるテーマを長年にわたって撮影してきた写真家の写真である。それは「表現史」の問題を大きく超えて、写された対象の歴史的な記録としてかけがえのないものである。それは写真家のもつヴィジュアリティのみならず、対象の持つ社会的な、文化的な意義によって多様な価値づけが必要であろう。

写真家をどのように選定してゆくかのガイドラインを策定するための要件は、このほかにもまだ検討されなければならない。なぜならば、想定される「写真保存センター」は、歴史的にすぐれた写真家を顕彰することを直接の目的にするものではない、ということを忘れてはならないからである。写真家を選定することが、人類の知的財産である「写真」の総体を限定的にしてはならないからである。写真が撮影されたときはその価値を見出すことはできなくても、時間を経ることによってどのような価値が創造されるかは、現在の私たちにとってはかり知ることができないことである以上、写真家選定のためのガイドラインは、つねに現在進行形で改変されてゆかなければならぬ。

金子隆一（東京都写真美術館専門調査員）

## 5.2. データベースの構築

### 5.2.1. 写真フィルムの位置付け

この調査研究の対象とする「写真フィルム」とは、写真家が歴史に立ち会って直接に撮影したフィルムそのものである。「写真原板」あるいは「撮影原板」ともいえるもので、歴史を記録した貴重な写真画像として、かけがえのない価値をもつものである。

しかし写真原板は原則としてそのまま提示されることはない。写真家は写真原板からプリントを作成し、あるいは印刷を行い、発表の最終形態(作品)とするのである。

通常、美術館等に収集される写真家の作品は、写真原板から作成されたプリントである。写真原板はこれらの写真作品を制作するための、写真画像の原本として位置付けることができる。

また写真家は一つの対象を様々に撮影する。一度に多くの画像が記録されることが普通である。これらの中から写真家は一枚のコマ（ネガあるいはポジ）を選択し、そこからプリントや印刷物を制作して発表するのである。つまり写真家が発表した一枚の写真の背後には、撮影時間や画面の異なる複数の未発表写真原板が存在する場合が多いのである。

調査研究の収集対象は、物故写真家の写真原板であり、原則として印刷物を通じて発表さ

れたものである。しかし前記のように、写真家は同じ対象を数多く撮影し、発表された写真の前後には多数の写真原板が存在する場合が多い。これらは物理的に切り離すことが困難である。収集にあたっては発表された写真の原板のみ収集することは難しく、また写真原板を保有する遺族など関係者としても、写真家の原板を包括的に収集することを希望すると考えられる。

写真原板としての写真フィルムは、このような性格のものであり、これを組織的に収集・整理し保存しようという試みは前例のないものである。

### 5.2.2. アーカイブとしての位置付けとデータベース

本調査研究は、写真家を第一義とする写真原板のアーカイブを目指すものである。それは、一人の写真家の仕事を総体的に、体系的に捉えて、残そうという考えが基本になっている。

写真原板は、写真家によって撮影された写真の原本として、通常、写真家の手元に保管されているものである。前記のようにその写真原板を包括的に収集することは、一人の写真家の仕事を体系的に捉える事のできる資料を収集することに他ならない。

このような資料を的確に管理し、また利活用を図るためにデータベース化を行うことが必要である。しかし、作品として独立し、すでに発表されている写真を主として収集する美術館等と異なり、写真原板は、原本として多くの類似画像がある場合もあり、また未発表の画像を多数含む資料として収集されるものである。その整理分類やデータベースの構築についても、これまでにあまり前例がなく、独自の方法論が必要となろう。

### 5.2.3. 写真原板を管理するためのデータベース

写真原板を管理して、的確に検索を行い、特定のフィルムや画像（コマ）に行きつくため、受け入れ時の資料整理や番号付けなどに関し、資料保存学の立場からは以下のような提案もなされている。写真原板の受け入れと整理、番号付けにあたり、これがそのまま適用できるわけではないが、写真家の資料を体系的に整理するために、その考え方と手法を取り入れて行なうことが望ましい。

#### ●的確に検索を行い、ネガに行きつくためのシステム

I D：写真家名 実際は番号 001～500 など

大分類：シリーズ名（写真集など）または受け入れ時の形態（箱など）

（※中分類も含め、保存状態が変わっても受け入れ時の形態を示す）

中分類：制作年etc. または受け入れ時の形態（封筒などの括）

小分類：フィルムホルダー番号

細目：コマ番号（必ずしもフレームNo.とは一致せず）

#### ●以上の分類と番号付けは機械的に行なう（専門家でなくとも可能）

#### ●この後、フィルム内の個別の画像につき調査を行い、メタデータの記述を行う（専門家が行なう作業）

#### 5.2.4. 管理のためのデータベースに必要となるメタデータ

本調査研究で写真原板の台帳を作成する際の記入項目としては、以下のようなもの抽出している。今後、データベースを構築していくにあたり、これらの項目が写真原板を管理するための基本的なメタデータとなろう。

<写真原板自体の情報>

1. 写真家名
2. 写真家名（ローマ字）
3. 受付番号（受け入れ時にフィルムホルダー毎に付される、写真家名+通し番号）
4. コマ番号（ロールフィルムの個々のコマに付す。必ずしもフレーム番号とは一致せず）
5. 原資料番号（写真家による番号がある場合など）
6. 撮影年月日
7. 撮影地（都市・国など）
8. 被写体・撮影内容（原記載があればそれを転記）
9. 発表媒体（初出印刷物等の書誌情報）
10. プリントの有無（密着プリント・作品プリントなど）
11. サイズ（35mm・6×7cm・4×5inchなどのフィルムフォーマット）
12. コマ数（ロールフィルムの場合、フィルムに記録された画像数）
13. 種別（白黒・カラー）
14. 種別（酢酸セルロース・硝酸セルロース）
15. 保存状態
16. 原板情報（製品番号など）
17. 製造会社
18. スキャニング年月日

<受付および著作権関係>

19. 受付年月日
20. 受付者
21. 著作権者名
22. 著作権者連絡先
23. 受け入れ条件
24. 権利関係条件

※ 4.および12.はロールフィルム（に含まれる画像）の場合に付される項目である。

#### 5.2.5. 利活用の基本的あり方と可能性

本調査研究は、写真家を第一義とする写真原板のアーカイブを目指すものである。写真家の作家性の尊重と言い換えることもできるが、利活用に際してもこのことが基本になる。

まず、写真家が（物故写真の場合は生前に）自身の著作物として発表した写真が利活用の対象になる。本調査研究の収集対象は物故写真家の写真原板であり、原則として印刷物を通じて発表されたものである。従ってこれらが主たる利活用の対象である。

写真原板は、写真家の作品の原本であるが、ネガフィルム（ポジフィルムの場合も）それ自体は最終の著作物の形態ではない。従って利活用の場合は、ネガフィルムであればポジ像とする必要がある。

ネガフィルムを印画紙にプリントして写真を作るのが伝統的な手法であるが、その際には、写真家本人の意思が反映された（本人による）プリントや、そのようなプリントに基づいた印刷物などが参考となるであろう。それが参照できない場合は、写真家の表現意図を充分に把握した著作権継承者や、研究者の判断を仰いで作成する必要がある。ネガフィルムをスキヤニングし、モニタで表示したり、何らかの形でプリントしたりする際も同様である。

また収集された写真家の資料（アーカイブ）には多数の未発表原板が含まれている。これらの画像を単に記録的な価値によって判断し、利活用を図ることは、写真家の作家性を尊重する立場とは相容れないものがある。

今後の検討が必要であろうが、研究者による写真家の調査研究には、このような画像も閲覧利用が可能と思われる。この中には、写真原板そのものではないが、フィルムの内容を最もよく示す密着プリントも含まれる。また特定の画像については前記のような著作権継承者や研究者の判断を経て、プリントの制作などが行われる可能性もある。

#### 5.2.6. 想定される利用者と利活用のためのデータベース

収集された写真原板のデータベースが構築され、利活用のための運用が始まった場合、想定される利用者としては以下のようなものがあげられる。

- ◇メディア関係 ⇒ 既発表画像を検索し、メディアに掲載するための利用が主となるだろう。
- ◇教育機関関係などの研究者 ⇒ 限定された閲覧状態で、未発表原板の画像を調査可能とすることも考えていくべきであろう。その場合も論文などでの使用は検討を要する。
- ◇その他一般 ⇒ インターネットでの閲覧が中心となると考えられる。

データベースは、次項で述べるような撮影地や撮影対象をキーワードとして検索するフォトライブラリー的な使い方もできるであろうが、本調査研究が目指すアーカイブとデータベースは基本的にフォトライブラリーとは異なる。

それは写真家が第一義となるものであり、匿名の画像は存在しない。検索する側に、ある程度の知識と理解が必要であることを前提とする。そして以上のような利活用の形態をふまえ、構築する写真原板のデータベースは、

- ◇資料管理 ⇒ 研究利用 ⇒ 一般利用

というように、利用者によりアクセスできる情報が制限された、階層構造のデータベースにする必要があるだろう。

#### 5.2.7. 外部からの利活用のために必要となるメタデータ

本研究で構築する基本的なデータベースのメタデータの項目は5.2.4.のようなものであるが、外部向けに公開する際のメタデータはかなり限定されたものになる。以下の項目があげられるが、外部からの利用については限定された情報で充分な活用ができると考えられる。

- ◇写真家名
- ◇撮影年（月日）
- ◇撮影地（都市・国など）
- ◇被写体・撮影内容
- ◇発表媒体
- ◇種別（白黒・カラー）

以下に、海外で原板を収集保存し、インターネット上で公開している機関の検索項目を示す。本調査研究で、利活用において公開する際のメタデータの参考となろう。

●米国議会図書館 The Library of Congress Prints & Photographs Online Catalog  
(<http://www.loc.gov/pictures/>)

検索画面ではあらかじめ、南北戦争のガラス原板や、農業安定局の黑白写真原板およびカラー写真原板、ライト兄弟の写真原板、等々のコレクションに分けて表示が行われている。その上で写真家名や撮影地など、自由なキーワードを入力して検索が行える。検索された写真はサムネイルが表示され、同時に画像の詳細な書誌情報や、その原板からの保有プリントなどの情報を見ることができる。またサムネイル画像は、サイズの異なる2種類のJPEG画像、高精細なTIFF画像の閲覧や、画像によってはダウンロードも行える。

●ネーデルランド・フォトミュージアム Nederlands Fotomuseum Image bank  
([http://www.nederlandsfotomuseum.nl/component?option=com\\_nfm\\_collection/Itemid,152/lang,en/](http://www.nederlandsfotomuseum.nl/component?option=com_nfm_collection/Itemid,152/lang,en/))

シンプルサーチ、フルサーチ、アドバンスドサーチの3つの検索方法が用意されている。シンプルサーチは一つの検索欄に写真家名や撮影地など、自由なキーワードを入力し検索が行える。アドバンスドサーチは写真家名や題名、撮影地だけでなく作品番号やネガのフレーム番号などでも検索できる。フルサーチはエクステンデッドサーチ(拡張検索)とも表示され、以下のようなメタデータで検索が行える。

- ◇写真家
- ◇キーワード
- ◇都市
- ◇国・地域
- ◇制作年（制作時期）

検索された画像は、ギャラリービュー（サムネイル画像の一覧）、リストビュー（サムネイル画像と書誌情報）、テキストビュー（テキスト情報のリスト）に切り替えて閲覧が行える。

またサムネイル画像はそれぞれ拡大が可能で、閲覧画面でさらに拡大縮小が行える。さらに各画面から画像をオーダーすることが可能である。

### ●王立戦争博物館 Imperial War Museum IWM Collection Search / Photographs Search

(<http://www.iwmcollections.org.uk/qryPhotoImg.php>)

写真の検索画面は通常検索の1種類で、以下のようなメタデータ項目がある。

◇キーワード

◇写真家

◇カラー・黑白

◇タイトル

◇リファレンス番号

◇イメージタイプ

検索された画像はサムネイルと書誌情報が一覧で表示され、サムネイルはさらに拡大された画像とさらに詳細な情報が閲覧できる。画像だけの拡大画面はない。

また検索された画像一覧の画面から、必要に応じ画像のオーダーを行うことが可能である。

#### 5.2.8. 画像データベースに求められるクオリティ

一般的に銀塩フィルムから高精細なデジタルデータをスキャニングしようとする場合は、2000dpi以上が望ましいといわれている。モノクロは8 bit Grayデータ、カラーはRGB 24bitデータであれば、各フィルムフォーマットのデータサイズは以下のようになる。

35 mm (実画面24×36 mm) 1890×2835 pixel, 5.3 MB/Gray, 16 MB/RGB, TIFF

6×7 cm (実画面 55×70 mm) 4330×5510 pixel, 23.8 MB/Gray, 71.6 MB/RGB, TIFF

4×5 inch (実画面 95×120 mm) 7480×9450 pixel, 70.7 MB/Gray, 212 MB/RGB, TIFF

このような解像度でスキャンすることは、実際の利活用において、高品質の画像データを作成するためには必要なことである。ただし、高品質の画像データを得るためにには、ネガフィルムから銀塩の印画紙で良好なプリントを作成し、それをスキャニングした方が有利とされる。いずれにしても、上記のようなスキャニングは、整理用および検索用などの画像としてはデータサイズが大きすぎる。スキャニング時間も長く、PCにも負担がかかる。

このため、整理用として原板全てを対象にしたスキャニングとしては、必要最低限の解像度で行うことが実際的である。調査の作業においては400dpiの解像度でのスキャニングを行い、好結果を得ている。

#### 5.2.9. 他のデータベースとの連携

本調査研究でデータベースを構築するにあたって、既存の画像を管理するためのデータベースを使用することも考慮できる。しかし、写真原板の収集保存は他に前例のないものであり、その整理や管理の手法は他の写真作品の場合とはかなり異なるものである。現時点では、独自のデータベースシステムの構築が望ましい。

現在、欧米でも写真原板を収集保存する機関は、それぞれ独自のデータベースを運用しているようである。しかし、データを連携し、検索などが行える方策を、今後は検討する必要があるだろう。

高橋則英（日本大学芸術学部教授）

### 5.3. 収集したフィルムの整理

調査委員によって決定したデータベースの大枠（5.2.参照）に従い、以下のように実際の作業を進めた。

#### 5.3.1. 最小単位の決定とコマ番号付与

データベース作成にあたっては、資料の最小単位を明確にする必要がある。調査委員会では以前の調査で検討の結果、「ホルダー」（フィルムをおさめてある包材）を最小単位とするという結論に達していた。これは段ボール箱などの「塊」を単位とすると単位が粗すぎ特定の画像の検索が難しいこと、逆に「コマ」を単位にすると数が膨大になりすぎることから決められた。

フィルムの中のコマにはそれぞれコマ番号を付与し、受付番号+コマ番号で特定の画像に到達できるようにした。更に、写真家から借用したフィルムには、映画フィルムを流用したフィルムなど元々コマ番号がつけられていない場合や、一つのホルダーの中に何本分ものフィルムが入り交じっている場合など、ネガについているコマ番号だけでは画像を特定できない場合もあった。その場合は、センターで各コマに便宜的にコマ番号を付与することとした。コマ番号を付与するには、スキャニングの際に、自動的に番号をつけられるスキャン用ホルダーを作成して行った。

問題となったのは、原板の予測以上の多様性である。当初は一つのホルダーには1本のネガが入っていることを前提としていたが、実際には異なる時期に撮影したネガや白黒ネガとカラーネガが入り交じっているもの、複数のホルダーに1本分のネガが分散されて入っているもの、ホルダー内に入れ子状に複数のホルダーが入っているものなどがあり、受付番号をどのように付与するかが困難だった。検討の結果、ネガの所在を確定することを最優先とするため、一つのホルダー内に複数の種類のネガが入っている場合でも一つのホルダーに一つの受付番号を付与することに統一した。

#### 5.3.2. 写真家IDと受付番号付与

受付番号はシールに印字し各フォルダーの写真家の書き込みが少ない部分に貼った。昨年度までは受付番号を写真家名+個別番号(例：大東元0001)としていたが、将来のデジタル処理を容易にするため、下記のように写真家 ID+個別番号(例：0001—0001)へ変更した。写真家IDについては、今後は収集対象とする写真家すべてに前もって付与することを検討中である。

##### [写真家ID]

大東元=0001、吉田潤=0002、野上透=0003、田中徳太郎=0004、川島浩=0005、  
川上重治=0006、JPS所蔵名取洋之助関連ネガ=0007、竹内廣光=0008、吉岡専造=0009、  
中村由信=0010、中村立行=0011、蔵原輝人=0012、掛川源一郎=0013

(写真家IDの数字は受入れ順)

### 5.3.3. 台帳記入作業

原板データベースの一般的なデータベースとの最大の違いは「膨大な数量」である。従来の写真アーカイブの資料数は、数千単位程度のものが大半の学術アーカイブはもとより、比較的資料数が多い新聞社系アーカイブでも「朝日新聞歴史写真アーカイブ」が1万点、より一般的な写真を含む「朝日新聞フォトアーク」でも2010年段階で20万点、「毎日フォトバンク」で33万点と、あくまで数百万点単位である。

しかし、ネガアーカイブの場合は、1人の写真家が生涯で撮る本数は、少なく見積もっても約5千本以上あり、2千人以上の写真家の原板を収集すれば、原板数は1億本以上と、将来の受付数は容易に億単位以上になることが予測される。そのため、台帳記入作業の効率化、高速化は必須の課題である。

そのため本調査では、調査作業で最も時間がかかる台帳項目記入作業を見直した。台帳項目の中でも特に記入に時間がかかるのは、撮影年月日、撮影地、被写体の項目であり、これらについて、すべてのコマから同じ密度で読み取ることは難しい。そこで、受け入れ時には原板の所在を確定することのみを主な目的とした最低限の項目を記入した基礎的台帳を作ることとし、下記のように記入項目に優先順位をつけた。

- 1) 必ず記入する項目：受付番号、写真家名、写真家名ローマ字、受付年月日、受付者名、作業者名、スキャニング年月日、台帳記入日、コマ数
- 2) 可能であれば記入する項目：撮影日時、撮影場所、被写体内容他
- 3) 後日の調査にまわす項目：ホルダーに記入してある情報等。内容読取は行わず、代替として、ホルダーの画像をスキャニング、保存を行う。

具体的には次頁の表のように、昨年度調査で決定した台帳項目に修正を加えた。なお、個別により詳細な調査が望ましい印刷物使用画像や、重要写真家の作品についても、被写体内容の読み取りは後日にまわした。

その他、受付台帳項目としては使わなかつたが、委員会、調査員で項目候補として検討された用語には次のような項目がある。

- ・連絡先(電話・携帯・Fax)・住所・著作権者名(続柄)・保管場所・登録年月日・ストレージ番号・和暦撮影年月日
- ・所有者・寄贈か寄託か・収蔵場所・配架場所
- ・包材記録〔・オリジナル包材状況・新規包材入れ替え日・新規包材詳細〕
- ・貸し出し記録〔・貸し出し月日・返却予定月日・返却月日・貸し出し担当者使用責任者・使用(掲載)目的〕
- ・印刷物、メディア初出年月日
- ・写真展利用記録〔・写真展名称・主催者・開催月日・会場〕

これらについては後日詳細な調査を行うときに、記入することにした。

以上のように記入項目を単純化した結果、1コマずつ画像の内容読み取りを行った吉岡専造氏原板調査では、調査員4人、約7日で64本の台帳記入に留まったことにくらべ、記入項目に優先順位をつけた蔵原輝人氏原板調査では調査員4人、7日あたり5,703本の台帳記入が可能となった。

## 優先順位修正台帳項目一覧表

- ・灰色の欄=必須項目。最初の調査で必ず記入。
- ・★=重要だが効率のため後日記入する項目。可能ならば最初に記入。
- ・無印=後日記入。容易に最初に記入できる項目（受付者等）は記入

現行受付台帳項目名	内 容
受付番号	写真原板受付時に、フィルムホルダーごとにつける番号。「写真家名+通し番号」で表記
写真家名	姓、名の順
写真家名ローマ字	ヘボン式 ローマ字
掲載媒体	収録画像コマ番号、初出印刷物の書誌（発表媒体名、発行者名、発行年、頁数）
コマ数	フィルムに記録されている撮影画像数（コマ数）
★撮影地	写真が撮影された場所。写真集、ネガホルダー、被写体、それぞれから読み取った場合別に記載する。
★撮影年月日	西暦を基本とする
★被写体・撮影内容	フィルムホルダーに記載してある被写体などを転記。
受付者名	写真原板を受け入れた人(担当者)
受付年月日	写真原板を受け入れた日付
スキャン年月日	写真原板のスキャニングをした日。スキャニング開始日～ 終了日を記入
台帳記入日	
ネガホルダー同封物	同封物。メモ、コンタクトプリントなど。
作業者名	受付台帳作成、スキャン作業を行った人
整理番号	閲覧・検索のための番号。受付時は空欄
ネガホルダー表記内容	フィルムホルダー記載内容を転記。写真家による記録。同封メモ表記内容
ネガ状態	写真原板の保存状態の良否、酢酸臭、カビ、汚染、劣化等を具体的に記述。優、良、可、不可の判断は行わない。
原板サイズ	フィルムサイズ、35mm、6×6、4×5など
特殊技法	多重合成、合成、反転ネガ表現、ソラリゼーションなど
原板種別1(オリジナル・複写・デュープ・その他)	オリジナル、複写、デュープ、その他 デュープ作成者がわかる場合はその旨記入
原板種別2(白黒、カラー、ネガ・ポジ)	フィルムが白黒か、カラーか、ネガか、ポジか
原板フィルムメーカー名	フィルム製造会社名
原板フィルム記載情報	写真原板の画像周辺の余白部分に印字されている乳剤製造番号、商品名、製造会社名など。
掲載媒体	初出印刷物の書誌、収録画像コマ番号
Web公開許諾	利活用に際しての許諾の有無

## 5.3.4. 台帳項目用語の統一

台帳記入の際は、同義語（外来語、大和言葉、漢語…）、省略形、通称、地名の経年変化といった、「用語の揺れ」が問題となった。例えば、きものか和服か、背広かスーツか、明仁天皇太子か今上天皇か、東京府か東京都か、犬か、イヌか、いぬかなどである。これについては、将来の写真関係機関での情報の共有のためと、記入者ごとの認識の違いを少なくするために、用語の統一をめざした。

具体的には、現在、東京都写真美術館で使用している台帳項目をもとに、より、写真保存センターの将来の需要に対応できるような項目を、次頁の表のように考えた。

## 東京都写真美術館「作品・資料データ入力シート」台帳項目1

技法 (単数選択)	01. ダゲレオタイプ	02. カロタイプ	03. コロディオン湿版	04. アンブロタイプ	05. ティンタイプ
	06. ゼラチン乾板	07. フィルム	08. 硝酸セルロース フィルム	09. 銀塩印画法	10. ソルティッド・ ペーパー・プリント
	11. アルビューメン ・プリント(鶏卵紙)	12. P.O.P	13. ゼラチン・シルバー ・プリント	14. 鉄塩印画法	15. サイアノタイプ (青写真)
	16. プラチナ・プリント類	17. ピグメント印画法	18. カーボン印画法	19. ゴム印画法	20. ブロムオイル
	21. カラー写真	22. エリオクロミイ	23. オートクローム	24. 転染方式印画	25. フレッソプリント
	26. 銀色素漂白方式 印画	27. 発色現像方式	28. その他のカラー写真	29. 色素拡散転写 方式印画	30. コピー類
	31. 印刷	32. ウッドブリー・タイプ	33. コロタイプ	34. フォトグラビア	35. その他

映像 キーワード (複数選択)	01. イマジネーション の表現	02. アニメーション	03. 立体視、3D	04. 拡大と縮小	05. 記録としての映像
	06. 影絵	07. 幻灯	08. ホログラフィ	09. 錯視、錯覚	10. 変形、デフォルメ
	11. 映像玩具	12. 装置、立体物	13. 光学器械	14. 映画	15. ビデオ
	16. コンピュータ・ グラフィックス	17. マルチ・メディア	18. ミクスト・メディア	19. 合成、特撮	20. インスタレーション
	21. 空間	22. VR、仮想空間	23. カメラ	24. その他	

写真映像史	01. 横浜写真	02. 芸術写真	03. 新興写真	04. 前衛写真	05. ピクトリアリズム
	06. 新即物主義	07. ダダイズム	08. 未来派	09. バウハウス	10. ロシア・アヴァン =ギャルド
	11. シュルレアリズム	12. 立体写真	13. 航空写真	14. クローズ・アップ	15. パノラマ
	16. モンタージュ 多重露光	17. 特殊技法	18. フォトグラム	19. アイ・トリック	20. その他

## 東京都写真美術館「作品・資料データ入力シート」の台帳項目2

モチーフ ・被写体 キーワード	01. 風景	02. 海	03. 山	04. 森、樹木	05. 湖、川
	06. 都市、町	07. 東京	08. 田舎	09. 庭園	10. 建築
	11. 室内	12. 鏡、窓	13. 遺跡	14. 旅	15. 道
	16. 宗教	17. 自然	18. 科学	19. 空、宇宙	20. 環境
	21. 静物	22. 植物、花	23. 動物	24. 人	25. 身体
	26. 男性	27. 女性	28. 子供	29. 老人	30. 群集
	31. 家族	32. ポートレート・肖像	33. セルフポートレート	34. ヌード	35. スナップ
	36. 舞台	37. スポーツ	38. 遊び	39. 労働	40. 事件
	41. 政治	42. 報道	43. 記録	44. 戦争	45. 貧困
	46. 病気	47. 死	48. 文化財芸術	49. 産業・工場	50. 広告ファッショ
	51. 自動車、自転車	52. 鉄道	53. 船、航空機	54. 言葉、記号	55. 抽象

※灰色の網がけ項目は、写真保存センターの項目として重要と思われる項目。

上記写真美術館の台帳項目を写真保存センターの目的にあわせて、以下のように仕分けを試みた。

- ① 「技法」「モチーフ、被写体、キーワード」が写真保存センターとしては重要である。この項目について記入しやすく、階層化をして使う。
- ② 写真美術館では重要な項目としてたてられていた「映像写真史」、「映像キーワード」は、写真保存センターにおいては副次的なものであるため、大きな項目は立てない。

**写真保存センター台帳項目 1**

項目名	備考・例
特殊技法	二重露光、ソラリゼーションなど
原板種別1	オリジナルネガか、複写・デュープか
原板種別2	白黒かカラーか、ネガかポジか
原板フィルムメーカー名	コダック、富士など
原板フィルム記載情報	乳剤番号、フィルムの性質 (Saftyなど)

**写真保存センター台帳項目 2**

「モチーフ、被写体、キーワード」については、写真美術館の項目をもとに、より検索を行いやすいように大分類、中分類、小分類の三段階の階層化を試行した。以下は、吉岡専造撮影の吉田茂ネガの例。

大分類	中分類	小分類：細目例
被写体・撮影内容	01. 人物	男、一人、日本人、元総理大臣
	02. 建築・家具・調度	絨毯、彫刻、障子
	03. 服装・服飾品	和服、袴、足袋、ステッキ
	04. 植物・動物	盆栽（さつき）
	05. 撮影目的	英國ロンドン蠍人形館用資料
	06. 写真種別	ポートレート（前向き全身像）

**5.3.5. 他の写真データベース調査**

台帳項目の決定にあたっては、調査委員によって現地調査が行われた米国議会図書館、ネーデルランド・フォトミュージアム、王立戦争博物館の検索項目（5.3.7.参照）に加え、ウェブ上で公開している他写真データベースの項目調査も行った。研究機関のデータベースでは長崎大学の「幕末・明治期日本古写真データベース」が、商用データベースでは朝日新聞の「歴史写真アーカイブ」が合理的な検索項目整備がされており、参考となった。

## 5.3.6. 他の写真データベースの検索項目例

種別	アーカイブの性質	機関名	データベース名、 および写真コレクション内容・詳細	Web公開
図書館・公文書館	網羅的 一般優先	国立国会図書館	<p>■「近代日本人の肖像」(近代日本の育成に影響のあった著名人約350名の肖像写真。写真集からデータ取得)、</p> <p>■「写真の中の明治・大正」(国会図書館所蔵写真帳からデータ取得した全国各地の写真)</p>	・館内端末閲覧が基本。 ・ウェブサイト上「電子展示会」内に公開
大学	分野限定 研究目的	東京大学	■東京大学史料編纂所 古写真データベース	Web公開
		長崎大学	<p>■幕末・明治期日本古写真 メタデータ・データベース</p> <p>幕末から明治にかけて日本各地で撮影された写真のデータベース。</p>	Web公開
企業	自社アーカイブ (分野限定)	朝日新聞	■朝日新聞歴史写真アーカイブ	限定公開 (図書館、研究機関など契約法人は「蔵蔵Ⅱ」データベースで閲覧可)
			■朝日新聞フォトアーカイブ	Web公開。契約法人へリクエストに応じ、電子すかし入りのデータを有料提供。

We b 上の検索項目	備考
<p>■ 「近代日本人の肖像」</p> <p>【検索項目】政治家、「芸術家」検索可能。</p> <p>【詳細検索後の閲覧可能なメタデータ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャプション・白黒かカラーか・キーワード</li> </ul> <p>■ 「写真の中の明治・大正」</p> <p>【検索項目】「関西編」「東京編」から選ぶ。</p> <p>【詳細検索後の閲覧可能なメタデータ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所表記(現在と明治)・名称(現在と江戸末期～明治)・掲載資料名・刊行年・請求記号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷資料の複写データ</li> <li>・国会会議録にはじまったデジタルデータ化を一般資料へも拡大。</li> <li>・貴重書(和漢書、錦絵、絵図他)はカラー画像で閲覧可能。</li> <li>・「日本の記憶」というテーマで資料画像をデジタルデータ化。</li> <li>・オンラインサービス有り</li> </ul>
<p>【検索項目】キーワード「和暦年月日」、「撮影者」、「写真技法」、「被写体区分」(人物、風景、生活・風俗、建物、事件、戦争)、「収録区分(古写真か雑誌『太陽』掲載か)」で写真検索</p> <p>【詳細検索後の閲覧可能なメタデータ】</p> <p>和暦年月日、タイトル、写真技法(プリント技法)、号、別称</p>	
<p>【検索項目】撮影者・撮影対象・撮影地域・保管棚名、および条件指定での検索が可能。</p> <p>【詳細検索後の閲覧可能なメタデータ】</p> <p>撮影者・アルバム名・撮影地域・年代・色彩(モノクロかカラーか)・形状(主にサイズ)</p>	
<p>【検索項目】タイトル、ID、分類、撮影地、撮影日 撮影(配信)機関、撮影者、受入日 受入機関、箱袋情報、写真題名、説明、その他裏面記述、ノート、評価点合計、アイテム番号</p>	朝日新聞大阪本社、富士倉庫資料(満州事変から敗戦までにアジア各地で撮影された写真から、歴史研究者に選ばれた資料的価値が高い写真1万点
<p>【検索項目】フリーキーワードで検索可。 タイトル、撮影日、掲載日、キャプション、写真ID、撮影場所、天地、写真情報、カラー情報、 画像サイズ</p>	朝日新聞社所蔵の写真。歴史写真から現在のニュース写真までの約100万点をデジタルデータベース化予定。

「長崎大学 幕末・明治期日本古写真データベース」検索画面 <http://oldphoto.lb.nagasaki-u.ac.jp/jp/>

「朝日新聞 歴史写真アーカイブ」検索結果画面

「聞蔵」 <http://database.asahi.com/library2/>から検索

以上の他写真データベースについては参考になる部分が多い反面、写真ネガにそのままはあてはめられない項目も多く見られた。今後の課題としては、多様なキーワードでネガを見つける構造と、用語のシソーラス化（意味によって用語を分類）による、「写真ネガ独自」の検索項目についての検討が更に必要である。その際は、作業で蓄積した語を後で分類することで妥当な項目を作成できるのではないかと思われる。

中川裕美（調査員）

## 5.4. 長期保存のための環境設定と写真用包材

平成19年度の「我が国の写真フィルムの保存・活用に関する調査研究」で報告した、JIS K 7641（写真－現像処理済み安全写真フィルム－保存方法）が2008年に改正され、長期保存の温度および湿度環境において、さらに厳しい設定条件を推奨された（表1）。ここで定義する長期とは、フィルムに記録された情報を500年間良い品質に保つことである。

60%RH以上の環境で一定期間を経ると、乳剤、ベースに菌（糸状菌・白カビ）が発生する可能性がある。規格では最高を50%RHとしている。一方、低い相対湿度での保管は、カビの発生を防ぐだけでなく、化学的劣化の進行を抑えられる。1日の相対湿度の変動幅は土5%以下、温度の変動幅は±2℃以下にしなければならない。温度の変動幅が大きいと、フィルムの表面上で結露を起こすからである。また、あまり低い相対湿度に長期間さらされるとゼラチン乳剤が脆くなる。日本の風土を考慮し、作業室との差違との兼ね合いから、相対湿度は最低30%RHと考える。

表1 長期保存に推奨される最高温度および湿度範囲

写真画像	フィルムベース	最高温度℃	湿度範囲RH%
黑白（銀・ゼラチン）	セルロースエスチル	2	20~50
		5	20~40
		7	20~30
	ポリエスチル	21	20~50
カラー (発色現像方式)	セルロースエスチル、 ポリエスチル	-10	20~50
		-3	20~40
		2	20~30

平成21年度の報告書における「7.5. 劣化した包材の処理と無酸性紙包材への交換」の項で、長期保存のための写真用包材について述べた。その中で、プラスチックと紙素材のそれぞれの利点と欠点を挙げ、グラシンペーパーの問題点も示唆した。そして、この保存施設の立ち上げの機会に、通気性が高く、保護能力にも優れ、内容確認が容易で、出し入れで擦りキズなどが生じない、しかも低価格な製品が開発されることを望むとした。ここで、長期保存の見地から、模範的な収納方法を実践している国文学研究資料館の例を紹介したい。

2008年4月開館の収蔵庫内には永久マイクロ保管庫が設置され、2010年3月から手動式集密書架にマイクロフィルム等が収納されている（写真1）。現在は平板であるが、パネル面をパンチング加工によって通風を確保することができる構造への変更が可能という。利用用マイクロ保管庫の書架については、通気のため閉室時間には分散開放する（写真2）。写真3～写真8に示すように、ISO 18916（Imaging materials -- Processed imaging materials -- Photographic activity test for enclosure materials／イメージング材料－処理済みイメージング材料－封入材料の写真活性度試験）に合格し、JIS K 7645（写真－現像処理済み写真フィルム、乾板及び印画紙・包材、アルバム及び保存容器）に則した包材を使用し、収納、保存されている。通常、酸性紙対策のため、保存箱は弱アルカリ（pH8.0～8.5）に調整されているが、青焼きやカラー写真では、アルカリ性の高い物質に長期間触れると、退色や変色を引き起こすという報告があるため、写真全般では、アルカリを避ける。ここでは、フィルムに直に接する間紙には、pH7.0～7.5の製品を使用している。

山口孝子（東京都写真美術館保存科学専門員）

\*国文学研究資料館・青木睦氏より写真1～8の提供を受けました。

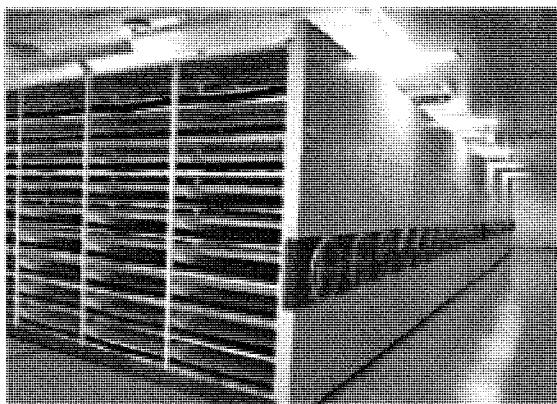


写真1. 保存用マイクロ保管庫、手動式集密書架

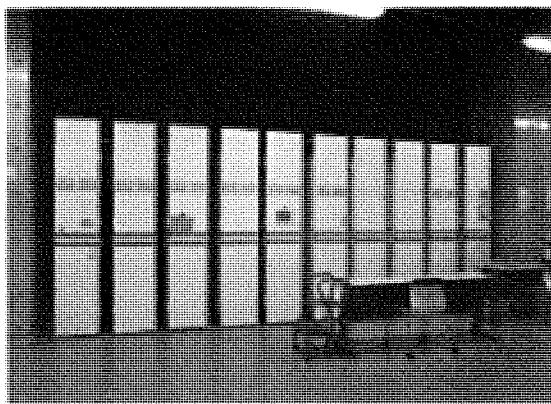


写真2. 利用用マイクロ保管庫、閉室時間は分散開放

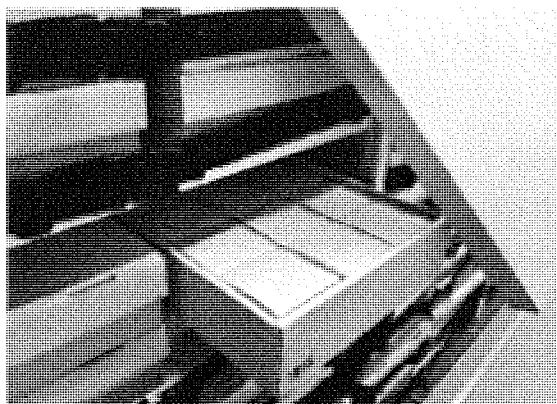


写真3. 保存用マイクロ保管庫、  
弱アルカリ製収納箱とマイクロ箱

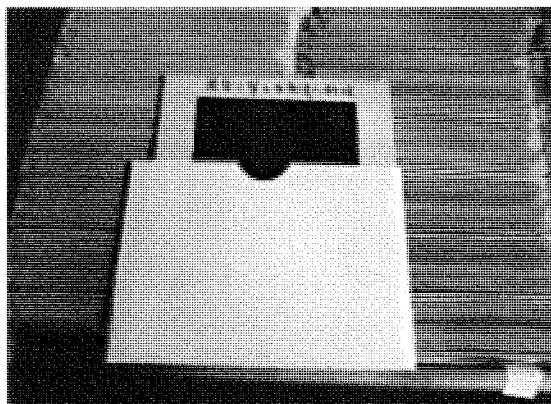


写真4. 無酸紙製収納箱のスライド

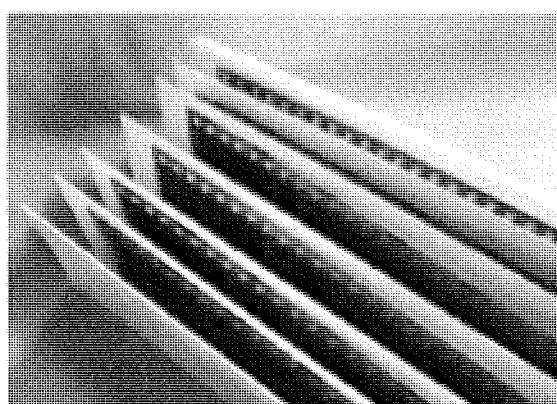


写真5. 35ネガ、無酸性紙で蛇腹を製作

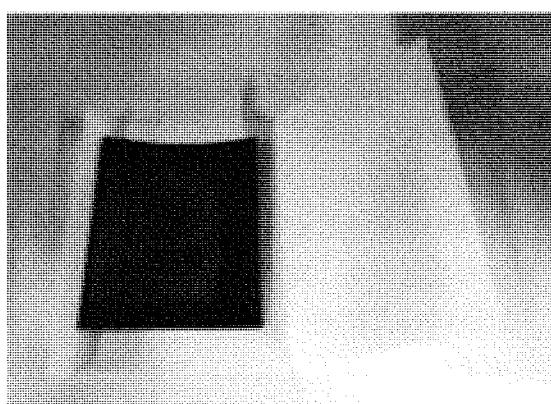


写真6. 6×9ネガ、間紙

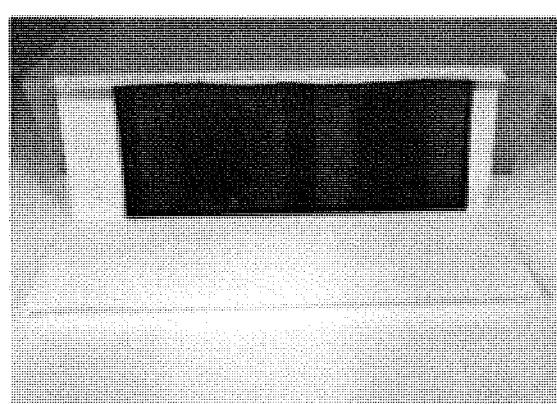


写真7. 6×7ネガ、間紙

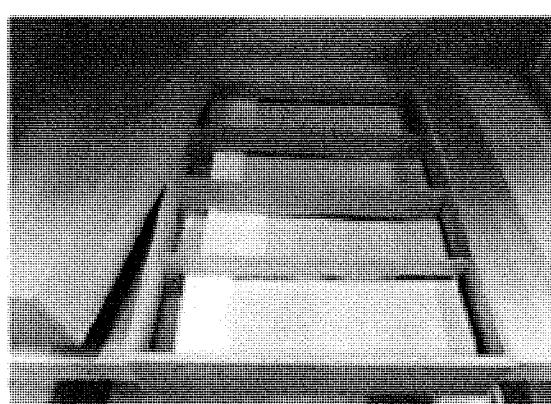


写真8. 6×7ネガ、保存箱

## 6. 調査活動（写真原板の保存状況と収集）

### 6.1. 調査結果

#### ○中村立行 女性の体はこんなに美しいものなんだ

中村氏は東京美術学校を卒業後、品川区立宮前小学校で図画の教諭を務めていたころ、少ない俸給の半分を使ってパーカットを購入し、画家の目を通して町のスナップショットを、教師の目を通して疎開先へ引率した生徒たちの日常をこまめに撮影してきた。戦後まもなく教職を辞し、連合国軍総司令部（G H Q）エデュケーションセンターで写真の仕事に従事した。そのころからヌード写真を手掛けカメラ雑誌の月例に応募し、2年続けて1位入賞を果たし、35歳ころから写真家として華々しくスタートを切った。カストリ雑誌風のヌード写真の横行した当時としては、卓越した造形感覚によるヌード写真は、その清潔、清楚な絵画的な作品は女体の美しさの表現では群を抜いた作品を発表し、一番近くで一番怖い批評家の奥さんをして「女性の体がこんな美しいものだとは思わなかった」と言わしめた。それだけに美しいモデル探しには苦労され、これには奥さんの協力も大いにあったといわれている。

氏のヌード写真は、戦後日本の写真界に新風を吹き込み、特にモデルで歌手の浜村美智子を写したヌード写真は大きな話題を呼び、フォルム追求し、立行流ヌードを確立した。晩年にはレンズの前のフィルターに大和のりを塗った部分ボケの写真を発表するなどいつまでも新しい写真に対する姿勢も衰えなかった作家であった。大井町は長年居住した地で60歳で現役引退後は、大井町界隈を撮影し「路傍」「街の灯」など、この地の庶民生活や移りゆく町並みを撮り続けた。

#### ●保存状態

中村家が寄託した品川区大井の区立歴史博物館はコンクリート2階建て、築27年で建物でフィルム保存には非常によい環境である。

調査に出向いたときには、広い会議室の机の上に最新のフィルム専用箱と4枚切印画紙に密着焼したホルダーが整然と並べられ我々を待っていた。その中から撮影旅行の記念写真や私用の写真を外して、35ミリ・6×6フィルム9箱674本。コンタクト帳18冊を借用した。撮影記録、日記などがないので作品集と見比べながら判る範囲で記録を残した。フィルムは薬品やネガカバーなどからのダメージ少なく、保存状態は上の部であった。

借り受けた写真原板を品川歴史館で整理された番号順に調査を始めたが、一部欠落部分もあったがおおむね良好で、調査には支障がなかった。調査対象とした写真集『昭和・裸婦・残影』（アイピーシー／1991年）の「昭和」部分、戦中から戦後にかけての子どもたちの日常をとらえた写真の写真原板の大半が見当たらなかった。これは当時のプリントは残っていたがフィルムそのものが無かったためかも知れない。「裸婦」の一部欠落。「残影」は1970年以降に撮られた想い出の場所のスナップは、ほぼすべて写真原板の照合ができた。

このことは印刷媒体に掲載した写真であっても、写真原板の管理が十分でなく散逸したものが沢山あることを実証している例として報告する。

### ○蔵原輝人 発掘された写真家たち

氏は1944年東京生まれで、2010年逝去。享年66歳。長く舞台写真を撮影、誠実な人柄が作品にもじみ出た作家である。写真集に、座員と共に9ヶ月間の東北巡業に同行し、文字通り寝食を共にしての作品で、わらび座写真集『民族の歌と踊りに生きる』、『舞台と生活の記録』。新劇界重鎮の舞台姿追った『滝沢修 舞台写真集』。若き日の加藤剛の『歩く人 加藤剛の写真とエッセイ』などがある。

#### ●保存状態

保存センターが活動を開始以来、友人の写真家から初めて紹介された物故作家である。早速奥様と連絡をとり、保存センターの説明をし、全作品の寄贈を頂いた。すでに奥様は旧居を引き払い引っ越しをしたとのことで、フィルムは旧居の庭の倉庫にしまってあるのですぐにでもどうぞということで早速引き取りに。

庭に建つ金属製の倉庫の扉を開けると、書類箱にびっしりつまた35ミリモノクロフィルムが倉庫の半分を占め、その数138箱。床板は地面に直接の地下床である。フィルムは移動して間もないため、酢酸臭もなく保存状態は良好である。

大量のフィルム運搬には一苦労。中型乗用車の後ろの座席に天井まで積み上げ、さらに後ろのトランクにぎっしり入れたが、倉庫の中にはほぼ同じ量のフィルムが残っている。残りは明日ということでJPSの事務所へ、あまりの重さに車のスプリングが平らになった状態。時速30キロののろのろ運転で石神井公園から麹町まで一時間余。これと同じ状態の作業を明くる日も。重さは不明だがフィルムの本数はおよそ18,000本。途中で車が故障しなかったのがせめてもの収穫であった。

調査は写真集『わらび座』を中心に使用ネガについて確認作業を行った。確認作業は比較的順調に行うことができた。というのも作家自身が撮影日時順にネガホルダーを整理していたために、原板の特定が可能であった。しかし類似するネガ(コマ)が多数あってスキヤニングした密着(コンタクトプリント)の一コマーコマをルーペを頼りに拾い出しを図った。写真集などで使用されたネガであっても、照合、抽出するには多くの時間が必要であることを痛感した。

### ○向井潔

向井氏の写真原板は遺族から申し出があって、原板及び資料を搬入してもらったものである。氏はルポ写真家としてスタート、初期の作品には浦安・佃島ルポのネガカバーには1955年の日付けのものがあり、他に立川、砂川町。日共33年大会。両国日大講堂などの文字がみられる。

やがて世の中が落ちいついたころから、建築雑誌の仕事が多くなり「建築文化」「建築」などの誌面で有名建築作品を飾るようになっていった。その合間に重要文化財の民家を

撮影し、関東近辺の移築民家の撮影をしていた。

受け取った写真原板並びに資料を調査員で見聞したが、プリント1115点、白黒フィルム456点、カラーフィルム230点で、掲載された写真集が存在されてなく、パンフレット程度のものしかなく、著差概要並びに基準に適合しないため、保存の必要性に難があるとの結論により、近く返却することを検討している。

高井 潔（日本大学芸術学部講師）

#### ○掛川源一郎（北海道立文学館） フィルムが作品ではない

「若きウタリに」などの写真集や「北海道-genのまなざし」写真展で見た掛川源一郎さんのモノクロトーンは北国の時間までをも余すところなく描写していて見事であった。

その掛川さんの調査で訪れた北海道立文学館。43箱、35ミリネガなど約5500本のフィルムは整然と棚に収納されていた。収納は一般に用いられる書類箱、ほとんどは1本毎のフィルムケースではなくファイル形式であった。コマに切り離されたネガの多いのはなぜか。通し番号などはつけられていなかった。遺されたネガからは整理よりも創作への集中を感じさせる。

ネガはほとんどが同じ、プロのつくる標準濃度。

記憶に残る写真展で見た「室蘭」(1957年)は暮れなずむ町に積もった雪がその時刻をあらわす灰色。モノトーンで描写のむずかしい雪景、あの掛川調は氏がネガから自らの意志で描き出したものとあらためて実感する。

巨匠と呼ばれる写真家が生前「俺の作品は写真集だ。フィルムは中間素材」と語っていた。

写真保存センターの事業では写真集の存在する写真家を対象に、とされている。フィルムを基に自らの意志を表出したものが写真集でありオリジナルプリントであればこの点をおさえなければならない。調査の現場で感じたことである。

#### ●保存状態

道立文学館の2階にある図書収蔵庫の奥まったところに設けられた書架に、掛川源一郎の写真原板が事務用のトレーに納められて収蔵されていた。

写真原板は写真集や展覧会等で使用したものに関連するネガが比較的丁寧に整理して、収納されていたが、写真原板そのものは一般的なラボが使用するエチレン系のネガホルダーに納まっていた。ネガは近年掛川さんの写真を保存しようという委員会の人たちの手で整理されたようだが、長期保存のためには中性紙のネガホルダーに移し替えて欲しかった。

保存場所は文学館の書架ではあるが、温湿度の変化の少ない収蔵庫ということもあって、ネガの保存状態は良好であった。

写真原板の照合作業は、写真集『若きウタリに』と集大成の『gen掛川源一郎が見た戦後北海道』(2004年)から手を付けた。前者は発行年が古くネガの照合は手間取った。多くのネガは後者の写真集と展覧会で使用されたものから選択できた。また、保存委員会で使用頻度の高いネガをまとめて収納されていたので、こちらからも選択、特定が可能であった。

一人の写真家が撮影した写真原板の量は相当なものになるが、そのすべてを保存することは不可能に近く、その作家の代表作や印刷物等で発表された作品の写真原板を集約、集成されると写真原板台帳や収集カードの作成が楽で、データベース化することも容易である。

小池 汪（桑沢デザイン研究所講師）

### ○吉岡專造

1916年東京生まれ、朝日新聞社出版局写真部に勤務。戦中戦後を通して報道写真家として活躍。著作に我が子の誕生から1年をまとめた『人間零歳』を上梓。ほかに写真集『吉田茂』『昭和天皇』など重厚な作品が多い。

●調査対象とした『吉田茂』（1967年朝日新聞社）の35mmフィルムは、撮影されたすべてではなく、写真集に使用されたコマを含むスリーブを6本入るホルダーにまとめて収められていて、その総数は掲載写真62コマ分の62本あった。

フィルムにはそれぞれ注釈が添えられてあって、選び出すのに不便は感じなかった。

フィルムホルダーも新しく保存状況は良好であった。

### ○中村由信

1925年香川県生まれ、緑川洋一に師事。瀬戸内の島々を訪ね歩き、ルポルタージュ『瀬戸うちの人びと』を刊行。蒸気機関車をテーマにした『D51蒸気機関車』や舳倉島の『海女』、日本全国の方言取材、写真とともに著した『日本方言図鑑』など幅広い写真活動をした。

●中村氏のフィルムは遺族のもとから約1200本預かり、うち578本（13,111コマ）をスキヤニングした。その多くは『日本方言図鑑』に掲載されたものであった。預かったフィルムの多くにビネガーシンドロームの劣化が見られ、フィルムそのものが棒状に巻き込んだものを8本ほど富士フィルムの研究所に修復を依頼したところ、約2ヶ月後に修復不可能との回答を得た。一部のフィルムについては1コマずつに分離して、ガラス入りマウントに挟み込んでモノクロプリントを制作したが、画像に波打ち模様が出るなど使用不能であることが証明できた。

### ○名取洋之助

1910年東京生まれ、31年報道写真家を志しドイツの留学、ウルシュタイン社の契約写真家として活躍。33年帰国し、日本工房を創設。対外宣伝誌『NIPPON』を創刊する。戦後『週刊サンニュース』の編集責任者として、『岩波写真文庫』の編集に参画。岩波新書『写真の読みかた』は若い写真家のバイブル的存在となった。

●日本写真家協会が収蔵する名取関係のネガ2600本（41,442コマ）については、昨年度に引き続き、コンタクトプリントのチェックと黄変した古いネガホルダーを、中性紙のホルダーに交換し長期保存を図った。

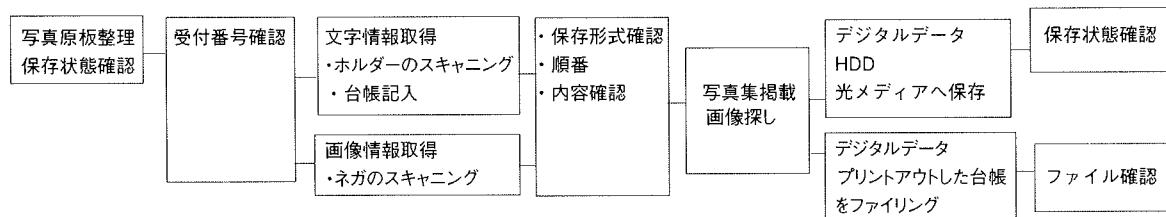
松本徳彦（社団法人日本写真家協会専務理事）

## 7. 調査作業

### 7.1. 調査作業の流れ

本年度は、下図のように昨年度に決めた作業の流れに従い、引き続き、原板調査を行った。昨年度はA4用紙にプリントアウトしていたネガ画像を、できるだけすべてのネガを一枚の紙に等倍でプリントアウトをするためA3用紙へプリントアウトすることとしたこと、データに問題が起きたときの追跡可能性の確保のため、作業工程には必ず確認作業を組み込むようにしたこと(図の灰色囲み文字部分)を除き、作業方法については昨年度の方法を踏襲し、調査を継続した。

なお、平成22年から累計13名の写真家のネガ調査を経、スキャニングと台帳記入について作業手順も固まってきたため、現在はマニュアルを作成中である。



[作業手順] ※本年度は灰色部分の確認作業を、作業工程の一環として徹底した。

### 7.2. 収集した写真原板に関するデータ

本年度は、中村立行(品川歴史館所蔵) 掛川源一郎(北海道立文学館所蔵)、名取洋之助(JPS所蔵)、吉岡専造、中村由信、藏原輝人、向井潔の7名のネガの調査、スキャニングを行った。このうち、向井潔のネガに関しては、ご遺族からお申し出をいただいたものだが、内容を見ると重要と思われる戦後の風俗を撮影した写真はプリントのみでネガがなかったことなどから、調査のみを行い、スキャニング作業は行わず返却をした。

写真家名 (所蔵者名)	受入日	受付フィルム ホルダー数	写真原板上の 画像数	備考 (同封資料、借用時の形他)
吉岡専造 (遺族)	7月14日	62本	62コマ	写真集1冊 写真集掲載の写真のみを分離して入れてあった。メモ同封。
中村由信 (北海道立 文学館) (遺族)	7月24日	スキャニング したネガ 578 しなかったネガ 約600本	スキャニングした したネガ 13,111コマ しなかったネガ 不明	ネガファイル16冊、写真集4冊 ビネガーシンドロームがひどいネガ多数。劣化がひどいネガは受付番号を付与せずスキャニングも行わなかつた。
中村立行 (品川歴史館)	7月25日	675本	20,207コマ	ストレージボックス9箱、コンタクトファイル18冊 品川歴史館作成台帳有 事務用箱138箱
藏原輝人 (遺族)	11月1日	スキャニング したネガ 732本 しなかったネガ 16,377本	スキャニングした ネガ26,352コマ しなかったネガ 約589,600	写真集掲載画像が少ないと思われたネガは受付番号のみ付与。 スキャニングは行わなかつた。
掛川源一郎 (北海道立 文学館)	11月30日	スキャニング したネガ 200本 しなかったネガ 5,027本	スキャニングした ネガ 約6,500 しなかったネガ 約160,000コマ	北海道立文学館台帳ファイル1冊 写真集1冊 写真集掲載画像が少ないと思われたネガは受付番号のみ付与。 スキャニングは行わなかつた。
スキャニング したネガ小計		2,247本	約66,225コマ	
受付ネガ総計		24,251本	約825,830コマ	総スキャン数 約10,750 (写真原板、フィルムホルダー、同封物のスキャニング数合計)

[写真集掲載画像中、該当する写真原板を確認できた数]

写真家名	写真集名	写真集掲載画像数 ※1	原板から確認できた画像数
吉岡専造	『吉田茂』	151	62
中村由信	『海女』	170	89
	『日本の海女』	185	48
	『瀬戸うちの人びと』	151	12
	『日本方言図鑑』	327	322
中村立行	『昭和・裸婦・残景』	161	13
蔵原輝人	『わらび座』	119	0 ※2
掛川源一郎	『gen 掛川源一郎が見た戦後北海道』	141	140
名取洋之助	写真集調査せず		

※1 「写真集掲載画像数合計」は各写真集に掲載された写真画像の合計。異なる写真集で同じ写真を使っている場合(例;『海女』と『日本の海女』で同じ写真を使っている場合)は、写真集ごとに各1点と数えた。

※2 蔵原氏ネガは、前後の画像から写真集掲載画像があると推測できるスリープだけが無かった。おそらく印刷したネガは原稿として印刷所へ直接入稿をしたか、写真家によって別の場所に保管されたものと考えられる。

### 7.3. 他館からの借用ネガ

本年度は他館が収蔵する写真原板を借りた場合のテストとして、品川歴史館からは中村立行氏原板、北海道文学館からは掛川源一郎氏の原板を借用し調査を行った。これは、写真保存センターは、将来写真ネガの情報を集約するセンター機能を持つ施設となることを目指しており、そのため、各地域の資料館等で収集されている写真原板についてもデータを把握し、リンクによるデータベースの共有化をめざしているためである。

借用した原板については、既に収蔵館では独自の台帳が作成されていても、新しく台帳と受付番号を作成した。受付番号は収蔵館で既につけられている番号に従ってつけ、他館作成の台帳はスキャニングをして画像として保存した。他館資料であるため、極力新しく手を加えることは避けたが、受付番号が不明になる危険があるネガのみ、受付番号を印字したシールを目立たない位置に貼付をした。

ネガセンターで新しく作成する台帳には、写真家名、受付番号、掲載写真集の頁を記入し、5.3.で述べたように、より詳細な内容記入は後日に行うこととした。

また、ネガ画像については、他館収蔵ネガは状態が良いコンタクトがとられていることが多い。コンタクトがある場合は、時間がかかるネガからのスキャニングは行わず、コンタクトをスキャニングすることで効率化を図った。スキャニング終了後は、ネガは所蔵館へ返却をした。

### 7.4. 包材の交換、調湿・吸酸剤の試験的使用

名取洋之助ネガについては、包材交換を引き続き行った。新しい包材はロチェスターのImage Permanence Institute(画像保存研究所)のPhotographic Activity Test(ISO 18916に即した写真活性度試験)に合格した保存包装材である。詰め替えの際は、試験的に富士フィルム社製の調湿・吸酸剤、「Keep Well」を使用した。また、新ホルダーに入れ替える際には、台帳項目を印字したラベルをつけて受付番号がわかるようにした。

[古いホルダーから新包材へのネガ詰めかえ手順]

- ① 新ネガホルダーへネガを入れ替える。ホルダー最上段にはファイルメーカーで作成した台帳項目を印字したラベルを差し込む。
- ② 新ネガバインダー(保存箱)へネガホルダーを入れる。(35mmは60枚、6×6は100枚)

[Keep Wellとは]

富士フィルム社製調湿剤。超微粒子のMgSO<sub>4</sub>・nH<sub>2</sub>Oを低密度ポリエチレンに均一混練熟成型した遅効性製剤で長期間に亘って効果が持続し、30～40%RHの間に湿度を維持する。ガス吸収剤も混練熟成型され、低濃度(20ppm)の酢酸ガスを検出限界以下に下げることができ、長期間効果が持続するとともに吸収された酢酸ガスは中和反応により不活性化される。

[参考サイト]

富士フィルム <http://fujifilm.jp/business/broadcastcinema/mpfilm/related/keepwell/index.html>

## 7.5. 倉庫への預け入れ

2009年度にスキャニング済みの原板は、恒温・恒湿(温度16～25℃、湿度45～60%)に保たれ、防塵設備がある倉庫(共進倉庫)へ試験的に預け入れた。預け入れをしなかったネガとの状況比較は今後の課題である。

[倉庫へ預け入れたネガ詳細]

計30箱：大東元13箱、吉田潤1箱、田中徳太郎2箱、野上透1箱、川上重治6箱、竹内廣光7箱 計14,900本：整理済8,562本、未整理6,338本(すべて大東元)。

預け入れの際は、借用時の形をそのまま生かし調湿剤等は入れずに倉庫指定の専用ボックスに収納した。ビネガーシンドロームがひどいものはビニール袋から出す程度の応急処置のみ施した。

## 7.6. ビネガーシンドローム修復依頼

ビネガーシンドロームによる巻き込みや劣化がひどかったネガの修復作業を富士フィルム足柄研究所へ委嘱し、どの程度画像の回復が可能かを調査した。

[依頼本数] 劣化が著しい35mm写真フィルム6シート、37本

[劣化状況] ベース面と乳剤面が剥離。シワ、ベース面に結晶、刺激臭(消毒薬的)、ベース面が二層に分離。粘着性の液状析出物。白い粉の析出物。ちりめん状のシワ、臭い。ホルダーへの癒着。ホルダーへのベース面の色の色移り。ベース面の縮みによって内側に鉛筆状に巻き込んだ激しいカーリング。

[修復結果] 富士フィルムの報告によると、ビネガーシンドロームは素材が分解する現象のため修復は不可能と判断された。また、カーリングなどがひどいネガを無理に伸ばして焼き付けを行うことはネガ破壊の危険性があることが再度確認された。ベタつきについても、水洗では解消せず、水洗が加水分解の有効な対策であるという検証がなく、乳剤剥離の懸念があるため薦められないとされた。現実的な対策としては、①進行を極力抑えること ②プリントが可能なうちに複製を作成すること、の2点が推奨された。詳細は下記のとおり。

① ビネガーシンドローム進行の抑制に有効と考えられる対策

1) 保存環境の整備

低温・低温の開放系（空調の効いた保管庫など）に保管する。常温保管の場合はなるべく急激な変化がない環境に保管する。密閉系の場合は、シリカゲルなどの「吸湿材」は強く進行しそう、一度水を吸収しても環境変化により再度放出するため一定に湿度を保つ「調湿剤」と「吸湿材」を併用する。

2) 換気

酢酸が蓄積されると加水分解が加速するため、適宜溜まった酢酸ガスを入れ替える。

3) 包材

分解を起こし、においが出てきているものは包材を取り替え、酢酸が溜まることを防ぐ。ベタついてきているものは、接着しないように注意し、包材交換する。

② の複製

1) 平面性が保たれている段階でのプリント

2) デジタルデータ化、のいずれかが望ましい。

なお、プリントの際、ベースが丸まっている場合、ベースに弾力が残っている間はガラスなどでのばしてスキャナーやキャリアにかけることができるが、硬化したり粉をふいているものはベースが割れる危険があるため無理にのばさないほうがよい。

中川裕美（調査員）

## 8. 利活用に関する基本的な考え方

### 8.1.1. 写真原板保存活動は、原板の取得に始まる。

取得態様としては、これまで所有権（著作権が保護期間内にあればそれを含む。以下略。）を取得する場合を念頭においてきたが、理論的にはもう一つ当初から想定されていたように、所有権は現所有者にとどめ原板管理権（利・活用の代行権限）のみを取得して占有する方法がある。

本稿では、便宜的に前者をタイプA、後者をタイプBと称する。この間の議論の中で、報告済みのタイプAに関しても、基本を維持しつつ補充と見直しを行おうという意見が出てきた。

しかし、タイプBの書式の検討は、タイプAの見直しと並行して行うのが妥当であり、かつ利・活用における利用者との関係をイメージしつつ、その約定（後述するように、契約よりも規約であるほうが望ましい。）と合わせて三種の内容が平仄の合う形になるのが望ましい。また、AとBとでは、取得する権利が異なるが、その点を除くと大半においてAの書式における条項を流用することになることが容易に想定できる。

そこで、本稿では、タイプBについて書式の試案を提起ではなく、所有権と管理権における差異と管理権に関連する条項を検討し、書式決定上の留意点を報告するにとどめ、その際に利・活用の規約に関するイメージを想定する必要があった。それは、管理権に関する場合の方が、所有権の場合よりも利活用のさせ方に関する制約が多いことが想定されるからである。それを踏まえて、タイプB条項ないし書式を構成する上での留意点を報告したい。タイプBにおける原板管理権に関する契約条項は、割愛した。

### 8.1.2. 例外としての寄託契約

(1) 原板を現に所有する方々に対して当センターが原板の提供を申し出る場合の原則が寄贈契約（贈与契約）、すなわち無償で、所有権をセンターに譲渡していただくという契約タイプ（前記タイプA）であることはセンターの従来から基本方針であり、この点を変更すべしという意見は今のところない。

(2) しかしながら、寄贈契約一本で良いかという意見があった。というのは、すでに何らかの形で原板の貸し出しを業としておられる場合には、寄贈に踏み切れないという側面があるからである。センターの趣旨を理解して価値ある写真を提供しようとされる方の中には、すでに自らフォトエージェント業務を行っておられる方もある。そのような場合、万全な原板管理のもとに同業務を行っておられる場合もあるが、管理上問題があることが十分把握されておられぬ方もある。

こうした実情から、所有権を現所有者に留保し、原板の管理権をセンターに委ねるという寄託契約型を導入する必要があるのではないか。あるとすれば、寄託契約を寄贈契約と同並にするのか、あくまでも例外として容認するのか。どのような条項が寄贈型との差異となるのか。

こうした点について検討してみたい。

(3) 寄託型契約を導入する必要はあるが、あくまでも例外としてという位置づけになると考へる。なぜなら、寄託型といつても、寄託を受けたセンターが文字通りのフォトエージェンシー業務を行うわけではないからである。言い換へれば、寄託せんとする現所有者の関心が、当該写真原板の貸与によって対価を得ることに主眼を置かれても、当センターの大きな使命が、むしろ保存の困難な原板を良好な状態で管理し、修復し、将来の利活用が出来る状態を維持することに主眼があり、それらに要するコストが大半を占める以上、残念ながら当センターは万全なエージェント機能を果たし得ないからである。

しかしこのことは、センターが利活用に関して積極的にならないということではない。もとより、フォトエージェント業務はスケールメリットがモノを言う業態である。それ故、古いがゆえに価値ある作品が大量に集積するようになれば、少なくとも理論上は、エージェント機能を発揮することは不可能ではない。また、このような将来の可能性を一概に否定すべきでもあるまい。

しかし現状では、こうした状況が直ちに実現するとは考えがたいのであるから、あくまでも寄託型契約に応じる方との合意は、写真の価値を将来に残すという点への理解を基礎とし、センターの目的を理解して、寄託による収益の一部をセンターの主たる目的のために還元することを承認する方々からの寄託ということになるのではなかろうか。

ただし、その場合、修復に手間暇を要する原板とそうでない原板、あるいは頻繁に利用される可能性ある原板とそうでない原板というような一定の差異に基づき分配割合に合理的な一定の差異が設けられることを検討する価値はあると考える。

(4) ところで、寄託型と一言で片付けていたが、民法所定の寄託もあれば、信託もある。

この点は、今のところ厳密に検討はしていない。信託の場合には、所有者とセンターとの間で、権利を寄託された代理人になるのではなく、センターが信託を受けた権利の当事者として所有者に代わって自ら権利行使することになるが、現時点では特にこうしなければならない必要性は特にならない。後日の検討課題ということになる。

(5) そこで、どのような条項が必要になるかという点について以下のとおり報告する。

① 寄託する権利としては、著作権に規定するすべての権利ということになろう。これを包括的な寄託に限るか、選択的に特定の権利に関して寄託するという形にするのかは検討の余地がある。瑣末な技術的理由と言わればそれまでだが、後者のほうが手間がかかる。なぜなら、管理行為を行うときに、寄託の範囲内の行為か否かについて一々余分な神経を使わなければならないからである。

② また仮に一部寄託の場合には、送信可能化権の寄託を忘れてはならない。なぜなら、第3で述べるように、センターは管理下にある原板に関しては、利活用の促進のためにネット上での公開を行っていくべきと考えているからである。

③ 分配割合に関しては、寄託契約に不可分なものではない。したがって、そうならないように合意する努力が必要である。

しかし、分配するとしたら、前述のとおり、個別事情に対応しうる柔軟で合理的な分配比率表を作ておくべきである。そして、契約書にはそれを別紙として添付することになろう。

配分比率の仕方としては、補修費用の負担という観点、保存管理費用の負担という観点、貸し出し手続手数料の負担という観点等が挙げられる。それをどのように配分してゆくべきかは、今後の検討になる。

#### (4) 将来の寄贈へのスライド

寄託を受けた場合は、将来の寄贈への自動的なスライドを考える余地はないだろうか。すなわち、例えば、当該原板の著作権の保護期間が満了した場合は、センターへ所有権が自動的に帰属することと予め約束しておくなどはその一例である。

### 8.2. 利活用契約における要点

#### 8.2.1. 利活用を考える際の基本的な視点

保存された写真の内容、価値を考えると、二つの側面がある。

##### (1) 文化財としての写真

写真術の誕生以来、写真家により撮影され、記録されてきた写真表現には、その時代の人々の生活、風物、社会の動きが写され、歴史的、文化的な資料となり、正しく文化財として存在している。学術研究の対象ともなるし、また、その研究の構成資料としても活用される。

##### (2) 鑑賞ないし各種媒体における素材としての写真

写真が有する画像としての価値を發揮するところである。印刷物の原稿としての使用、放送等での画面での使用、宣伝・広告媒体での使用、インターネット上での使用、催事などの会場での写真パネル等の鑑賞的な使用、これらのほか様々な活用が考えられる。

#### 8.2.2. 収益モデル

当センターがフォトエージェントのように収益業務を実現することは人的、物的、財政的体制からして困難であろう。

しかし、他方1で述べた原板の文化的価値からして、この利用を積極的に促進することは、センターの使命でもあり、その差に対価を利用者から徴収することは当然のことである。この意味での収益モデルはありうる。

収益モデルを大きく分ければ、商業使用と非商業使用がある。

##### (1) 非商業使用とは、地域団体、ボランティア組織、いわゆる公益性を標榜したところの使用である。これらにも、写真の著作物の使用があれば、著作権者の立場から見れば、公益目的だからすべて無償でOKとはいかない。端的にいえばゲスト参加者に「弁当を出した」「交通費実費だけ支払った」という配慮は、著作権者に対しても向ける必要がある。

具体的運用をどうするかは、使用態様、使用者の組織規模、公益性のレベルなどから考慮するべきだ。先ずは、個別的な検討対象と位置付けた状況判断の対象としておき、センターの運用の法則が確立していく中で、使用規程を確立させればよい。

(2) 商業使用である。前述 8.2.1. の(2)で示したが、利活用の素材となる場合である。

基本的には、さまざまな事業者が使用する場合である。事業者を分類してみる。

- a) メディア関係：出版、放送、映画
- b) 興行関係：演劇、舞踊、音楽、講談
- c) IT関係：ネット事業者、通信事業者
- d) 宣伝、広告関係：広告制作、広告営業
- e) その他：催事事業、商業関係、各種表現物制作事業者、教育・教材事業者、一般企業、文化団体、研究機関

商業使用は、言いかえれば、ビジネス使用である。有償を前提に、使用規程を決定したい。

基本的には写真エージェントの使用料規定の基準を参考にする。また、東京国立博物館、東京都写真美術館などの商業利用の画像貸出料金表も重要だ。センターの写真は、文化資産であり、共通点は多大である。今後の調査課題である。

### 8.2.3. 利活用促進の手段

#### (1) ウェブサイトの活用

続いて、前記並べた事業者への、センターからの情報提供にも多くの課題がある。当節は、ご利用希望者はセンターの窓口へご来場くださいという時代ではない。センターのウェブサイト運営が、必要不可欠である。

センターの設立意図、組織概要から始まり、権利・契約の観点からは、使用規程、諸契約の管理約款などが掲載されるであろう。これらの基本的な情報提供と共に、センターの保存写真の情報公開が必要となる。データベースを構築し、分類された写真データの情報を、広報する。

サンプル画像の紹介、定めた範囲内での所蔵写真の一覧表示、これらも必要だ。

(2) インターネット上での写真画像の掲載条件を考える着眼点がある。2010年の著作権法改正で第47条の2が新設された。美術、写真の著作物の作品を複製または公衆送信が、定められた条件下では可能となった。実行できるのは、同著作物の原作品または複製物の所有者その他これらの譲渡または貸与の権原を有する者である。

具体的な基準とは、①図画として複製する場合は50平方センチメートル以下(ほぼ、名刺のサイズである)、②画素数としては、複製する場合も、公衆送信する場合も3万2400画素以下であり、「著作権法施行令」「著作権法施行規則」で、定められた。

#### (3) 登録ユーザー制の検討

ここで、商業利用のユーザー対策を考えたい。一般的な情報提供のレベルと、商業利用者への情報量のレベルは別に設ける。ユーザー登録をした事業者には、パスワード等で入場する条件で、画像データのセキュリティーを築いたうえで、利用したい写真の選別を可能とする環境が必要ではないだろうか？ いわゆる、所蔵写真カタログのウェブ版であり、これが成立していれば来場者が増え、利活用の拡大を期待できると考える。

大亀哲郎（日本ユニ著作権センター理事）

### 8.3. 利用規約（試案）

#### 8.3.1. 利用規約について

##### (1) 規約という方式

利活用者に対しては、センターのサイト上で、利用可能な写真のサンプルサムネイルと共に利用条件の提示がなされるべきである。

条件提示の方法としては、契約雛形を提示するという方式もあるが、本試案では、規約方式とした。規約方式は、集団的、画一的に形成されるべき合意条項を一方的に示す方式である。利活用者が「この規約に同意する」とクリックすることによって両当事者間を拘束する契約となるのであるから、その意味で契約と変わらない。また、一旦結ばれた契約条項を変更することは、相手の同意なしにはなしえないことは規約方式においても同じである。規約は、一方的に提示されるので、変更する際に変更の効力は遡ることなく、将来に向かって拘束力を生ずる。

ただ、利用者が当然に将来に向かって変更された規約に拘束されることを元の規約に盛りこんでおくことで、更新に際して契約におけるように一々相手方の同意を得る必要がない。もちろん、異議ある利用者は、異議を述べえないのではなく、自動的に契約の更新関係から外れることとなる。この文例が、第1条2項、及び同4項である。

##### (2) 利活用の手続きは、原則としてサイトから行う方式とした。この点は更に議論を要するところであろう。が、その場合においても、書面による申し込み方式を否定する理由はないので、二方式の併用とした（第2条）。

フォームは別途作成しなければならない。

##### (3) 写真の利用は、利用の仕方によって、写真家の人格や遺族の人格に被害を及ぼすことがあるし、公序良俗に反する場合もありうる。こうした点で、申しこめば原則無条件に利用出来るのではなく、審査という手順を経ることとした。これにより、申し込みフォームの個別事情により補完する事もできる。

##### (4) ここでは、使用条件を項目別に一単位を想定した。その内実は、別途定める「条件決定基準書」に規定することを予定している。

またそれを受け、「料金表」を決めることが必要である。

クレジット表記を求めた。これについては、使著作権の保護期間内にある場合と否とで、表記方法を統一しておく方法と保護期間にある場合は明確に著作者および著作権者を表示する方法とがあるが、後者が妥当であろう。例文中では、統一的な方の例にしてある。

また、許諾番号の記載を義務付けることにより、違法利用を抑制する一助とすることも検討すべきである。

##### (5) 料金の不払いに関しては、取り消し、解除の効力が最初に遡り、みなし侵害者になるなど、厳しく定めた。第5条参照。

##### (6) サイトからのダウンロードという方法を原則としつつ、他の方法を併用する余地を残した。

##### (7) 第8条で、肖像権問題等に関する使用者の自己責任を明記した。このことにより、寄贈契約における肖像権の条項を、これまでのものよりも緩やかな規定に変更しうると考える。

- (8) 第11条は、サイトでの利用案内を想定した場合に生じうる事態を解決するための規定である。
- (9) 第12条は、損害賠償に関する規定である。我が国の損害賠償制度、損失補填制度であることから、従来の写真家の貸与契約に見られる3倍賠償等の規定は、裁判上有効とはされていない。そこで、額ではなく、侵害数量を3判明数量の3倍とするという算定式の合意という方法を考えてみた。それは、判明数量を上回る数量の潜在的な被侵害数量が通常はあるという経験的な事実を基礎に、それを判明分の3倍とすることに合意し、しかもそれはあくまでも推定であって、侵害者側に抗弁の機会を与えて推定を覆す権利を認めた。しかしその場合でも、真実であるとして出された侵害者からの数字が不実であることが判明したときには、以後二度とこの反対証明の権利を行使できないということにした。
- (10) その他特別会員制を設けるかどうかは検討課題である。

### 8.3.2. 規約内容

以下の規約書式のとおりである。

\*\*\*\*\*

規 約 (試 案)

写真原板保存センター（以下「センター」という。）は、センターが管理する写真画像（以下「本写真」という。）の使用について、以下のとおり使用規約（以下「本規約」）を定めます。

#### 第1条（本規約）

- 1 本写真の使用を希望する方は、本規約に従って申し込み、使用に当たっては本規約を順守することとします。
- 2 また、本規約は、事前の告知なく変更されることがあります。
- 3 変更された規約は、変更の時から将来に向かって効力を生じます。
- 4 本規約によって使用の許諾を受けた方に関しては、当該使用許諾の時点の規約が許諾期間内において適用されますが、当該許諾を更新される場合には自動的に新しい規約が適用されます。
- 5 本契約に言う使用の許諾とは、著作物としての写真を著作権に基づいて許諾する場合と写真の所有権に基づく場合との両方またはいずれかを意味します。

#### 第2条（本写真使用の申込み）

- 1 本写真の使用を希望される方は、原則として本サイト上の注文フォームを通じて、本規約に同意の上、氏名、住所（郵便番号）、電話番号および使用目的その他センターの定める必要事項を入力し、サイトを通じて送信することにより本写真の使用を申し込むことができます。

2 本写真の使用を希望される方が上記の申し込み方法によることができない場合は、センターの定める書式を用い、本規約に同意の上、氏名、住所(郵便番号)、電話番号および使用目的その他センターの定める必要事項を入力し、それをセンターの所管窓口に提出することにより本写真の使用を申し込むことができます。提出の方法は、郵送、ファックス、持参のいずれかの方法による。

### 第3条(センターによる審査等)

- 1 センターは、使用者から、前条の申込みがあった場合には、必要な審査および手続等を行った上で、その許諾をするかどうか決定し、センター所定の方法により通知するものとします。
- 2 センターは、前項の審査のために、使用者に使用目的の詳細および使用媒体名等について確認その他問い合わせをすることがあります。
- 3 本写真は、使用目的によっては使用できないことがあります。
- 4 使用者は、申し込みフォームへの記載ないし本条第2項によるセンターからの問い合わせの際には、正確にそれらを申告ないし回答する義務を有し、これに反したときは、その許諾がなされず、あるいは許諾の時期にさかのぼって使用許諾の効力が失われます。

### 第4条(使用許諾の範囲・条件等)

- 1 センターは、使用者に本写真の使用を許諾する場合には、次の範囲および条件でその使用を許諾します。

(1) 使用できる者	一使用者(本写真の使用に関して使用者の監督下にある従業員は、使用者とみなす。)
(2) 使用目的	一使用目的
(3) 使用回数	一回
(4) 使用期間	一使用期間
(5) 使用方法	一使用方法
(6) 使用地域	一使用地域
- 2 前項の各号の一単位に関する基準は、センターの別途定める規則によることとしますので、申請に先立ち予めご確認ください。
- 3 使用者は、第1項各号の項目について複数使用を希望する場合には、第2条に定める使用申込みの際に、センターに複数使用を希望する旨通知し、別途センターが定める使用料金を支払うものとします。
- 4 使用者は、本写真の使用に当たって、センターが指示するクレジットを表記するものとし(原則的な例 撮影中村太郎／写真原板保存センター)、仮に使用態様等によりクレジット表記の形式を変えあるいは省略を要すると考えているときは、その旨を明示して予め許諾申請してください。
- 5 使用者は、本写真のうち写真の使用に当たって写真に付する説明の内容および写真のトリミングは、撮影時の状況ないし写真から推測しうる撮影者の撮影意図または写真の趣旨

から外れぬよう注意するものとします。

#### 第5条(使用料金の支払等)

- 1 使用者は、センターから本写真の使用許諾を受けた場合には、センターが別途定める使用料金を、センターが別途定める方法により支払うものとします。
- 2 前項の規定による支払いが一部でも約束通り履行されない場合には、使用許諾期間内といえども許諾の効力は取り消され、許諾の効力は最初から発生しなかったものとみなされ、その使用は侵害行為とみなされます。
- 3 センターが使用許諾した後は、原則として使用者はキャンセルできません。
- 4 使用者が支払いの不履行その他本規約に反していることを理由として、許諾を取り消されあるいは解除されたときは、その使用状況がどの程度であったとしても支払い済み使用料は一切返還されません。

#### 第6条(本写真の提供方法)

- 1 センターが使用許諾申請者に本写真の使用を許諾する場合には、本写真を専用のウェブサイト(以下「専用サイト」)に掲載し、当該使用者に、専用サイトのURLを通知するものとします。
- 2 前項の使用者は、専用サイトにアクセスし、本写真をダウンロードして入手するものとします。
- 3 前二項以外の本写真の提供方法を希望する使用者は、申請の時にその旨を明らかにし、センターとの間で提供方法を取り決めるものとします。

#### 第7条(使用内容の確認)

使用者は、センターに対して、センターが使用者の本写真の使用内容または使用態様等を確認できる方法を講じなければなりません。その方法は、センターが別途定める方法によります。

#### 第8条(本写真に関する著作権以外の権利の帰属等)

- 1 本写真の著作権ないし写真の使用を許諾する権利は、センターまたはセンターへの本写真の提供者に帰属し、後者の権利を含めてセンターがそれを管理しておりますが、本写真の写真の被写体または写真に含まれる人物、絵画、建物等にかかる肖像権、商標権、意匠権、著作権等に関する許諾の権利はセンターは管理していません。
- 2 使用者は、本写真を使用する目的または形態により、センターの許諾のほか、事前に肖像権者等の権利者の許可または許諾等を得ることが必要になる場合があります。この必要性の判断及び許可または許諾等を得ることは、使用者自身の責任と負担において行うものとします。
- 3 センターが別途定め使用申請者が支払う本写真の使用料金には、前項の許可または許諾等に関する料金、その他の対価は含まれていないことにご注意ください。

- 4 使用者が第2項に定める必要な許可または許諾等を得なかつたために権利者等と紛争が生じた場合には、使用者は、自己の責任と負担において解決するものとし、センターは一切責任を負いません。

#### 第9条(使用後の措置)

- 1 使用者は、第4条によりセンターから許諾を受けた範囲および条件による使用が終了した後は、直ちに第6条により提供を受けた本写真を、自己の責任において全ての記録媒体から削除するものとします。
- 2 センターの許諾により作成された複製物等が許諾期間内に適法に頒布されている場合等に関しては、一定期間内に限り撤去・回収等を猶予する場合があり、または頒布物の回収を不要とする場合がありますが、いずれも許諾条件に明示されていることを要します。
- 3 本条第1項の規定は、使用者が、センターから本写真の使用許諾を取り消された場合も同様とします。

#### 第10条(カンプ用画像データ)

- 1 センターが別途定める一定の場合には、カンプ制作目的に限り、カンプ用画像データ(以下「カンプデータ」)を使用することができます。
- 2 この場合には、当規約とは別の「カンプ規約」によるものとします。
- 3 カンプデータの使用可能期間はダウンロード後60日以内とします。

#### 第11条(本写真リストの変更)

- 1 本写真リスト欄にある写真は、主として使用者の検索と使用許諾の利便性のために、センターが管理し許諾可能と判断しているを本サイト上に公開しているものであり、公開リストにあるものは、センターが許諾しうる写真の全部ではありません。
- 2 センターが使用希望者に許諾する写真の範囲は、時期その他センターの判断により、予告なく変更することがあります。
- 3 前項の変更の結果、かつてリストに掲載されていたため使用または使用を検討していたコンテンツを申請時にはご使用いただけない場合が生じます。センターは、こうした使用可能な写真の範囲を変更したことにより使用者または第三者に生じた損害について、一切責任を負いません。

#### 第12条(禁止事項等)

- 1 センターは、本条第2項に定める場合をのぞいて、使用者による本写真の次の各号に該当する使用を禁止します。
  - (1) 本写真を、そのまま、または加工して、独立の取引対象として、頒布(販売、賃貸、無償配布、無償貸与等)したり、頒布の目的で公衆送信(インターネットのホームページや放送等を利用した送信)等の方法により第三者に提供することは、営利、非営利を問わずできません。また、本サイトのサービスの妨げになるような使用はできません。

- (2) 使用者が第三者に本写真の使用を許諾することはできません。また、本写真を第三者に譲渡、リースもしくは貸与等することはできません。
- (3) 使用者は、本写真を複数のパーソナルコンピュータで共有することはできません。
- (4) 使用者は、本写真を改変して利用することはできません。
- (5) 使用者は、本写真を商標、商号、その他商品等の表示等に使用し、登記または登録することはできません。登記や登録がないまでも、被写体が特定の営業、商品あるいはサービスを利用または推奨している印象を与える使用はできません。
- (6) 使用者は、本写真を公序良俗に反する方法で使用、もしくは公序良俗に反する業務、活動の用に供する目的で使用はできません。また、公序良俗に反するか否かを問わず、アダルト雑誌やアダルトビデオ(その他、DVD、CD-ROM、ウェブサイト等、媒体の如何を問いません)に関して、表紙、パッケージ、記事、映像、宣伝、広告、その他一切の態様による使用はできません。また、ポルノや風俗に関する記事、映像、宣伝、広告、その他一切の態様による使用もできません。
- (7) 使用者は、本写真の被写体(人物、物品、風景など一切を含みます)の特徴、品位、名誉または信用を害する態様での使用はできません。その他、違法、虚偽あるいは中傷を内容とする記事、映像、宣伝、広告等に関して本写真を使用することはできません。
- (8) センターが使用を許諾した範囲を超えて、本写真をそのまま、もしくはコピーして、これと同一の製品等を製作、頒布することはできません。
- (9) 前各号に定めるほか、センターが使用を許諾した範囲を超え、または条件に違反して本写真を使用することはできません。
- 2 禁止事項(1),(4),(5),(8)に該当する使用であっても、使用者がセンターと別途契約を交わした用途または本写真の使用範囲または条件としてセンターが特に許諾した用途についてはこの限りではありません。
- 3 使用者が本条第1項各号または前項の使用条件のいずれかに違反した場合、または本規約のいずれかに違反した場合には、センターは、何らの催告・通知等をすることなく使用者への使用許諾を取り消すものとし、使用者は、以後、本写真を使用することができません。
- 4 使用者が前項またはその他本規約の一部にでも違反してセンターないしは写真撮影者ないしその遺族に損害を与えた場合には、使用者は、センター、写真撮影者ないしその遺族に生じた一切の損害を賠償するものとします。この損害には、紛争解決のために要した一切の費用(訴訟費用、弁護士費用等)が含まれます。

### 第13条(免責等)

- 1 本写真にサイトで公開されたものと異なる物理的な欠陥が音がないしポジの上に認められた場合を除くほか、本写真の交換、返品、返金には応じられません。
- 2 センターは、本写真〔特に写真の説明(キャプション)やその他の情報(地名、名称等)〕の正確性には最大限の注意を払っておりますが、それらの情報の正確性を保証するものではありませんので、それを起因とする使用者のいかなる損害にも応じることはできません。

- 3 使用者が使用許諾申請するときは、センターから使用許諾を受けた写真と同一または類似の写真が他社または他スポンサーで既に使用されていたり、将来使用される可能性があることを了解するとともに、万一、それに関して紛争が生じても、使用者は自らの責任と負担において解決し、センターがそのことに関して一切責任を負わせないことをお約束のうえ申請してください。
- 4 センターは、使用者による本写真の使用により、または本写真の使用に関して使用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。
- 5 本写真を使用した印刷物等の各種成果物を通じて、使用者が第三者へ提供する情報の内容またはそれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合、または使用者が本規約に違反して第三者に損害を与えた場合には、センターは一切責任を負わないものとし、使用者は自己の責任と負担において解決するものとします。
- 6 前四項の免責条項にもかかわらず、使用者または第三者から賠償請求を受ける場合には、センターが第三者に支払うこととなる賠償はもとより紛争解決のために要した一切の費用(訴訟費用、弁護士費用等)は使用者は負担していただきます。

#### 第14条(連絡先)

本規約に関するお問い合わせまたはご相談の連絡先は、次の連絡先とします。

連絡先：将来設立されるセンターの住所

#### 第15条(その他)

本規約に定めのない事項については、センターが別途定めるウェブサイトの利用規約一問一答によるものとします。

\* \* \* \* \*

北村行夫（弁護士）

## 9. 広報活動

平成19年度から始めた「我が国の写真フィルムの保存・利用に関する調査研究」は4年目となり、専門家による調査研究もあらまし研究成果が報告されたように思う。しかし、その成果は一般にはあまり公開されていなかった。そのため写真原板の劣化や保存の必要性についての理解が十分に認識されてこなかった。その点を反省し、今年度末にこれまでの調査研究で課題となっていた「どんな写真の原板を保存するの」「劣化(ビネガーシンドローム)ってどんな状態を指すの」といった具体的な事柄について、現物を見ていただく必要があるとの判断から、日本カメラ財団と日本写真家協会の共催、日本写真保存センター設立推進連盟の協力によって下記に示すような展覧会とシンポジウムを開催、日本写真家協会のホームページで「いまは写せても、過去は写せない」と題するページを設け、プロ写真家、写真愛好家と一般の方々に活動実績を報告することにした。ホームページでは文化庁の許可をいただき平成19年度から3カ年間の報告書の全文をPDF化して掲載した。

### 9.1. 概要

写真原板保存の意義や必要性を訴え、国内外の調査活動によって得た知見を一般の認識と理解に結びつけるために、平成23年3月展覧会とシンポジウムを開催し、同時にホームページで活動の成果をお知らせすることにした。

この催しについては、新聞、テレビ各社が戦後の激動した時代を記録した貴重なフィルムが劣化し使用不能な状況が生じていることに関心を示し、新聞各紙とNHKテレビ、ラジオがニュースでとり上げ、国民の記憶としての写真原板の保存の必要性を報じた。

また、展覧会では名作写真の原板もいずれは消失してしまうのではないかという危機感が来館者の共通認識となり、文化遺産としての写真原板保存に共感の声が多数聞かれた。

シンポジウムでは、フィルムの劣化(ビネガーシンドローム)についての関心が高く、写真学会やJISによる適正な保存環境が報告され、一般家庭でのフィルムの長期保存が如何に困難であるかの解説に関心が集まった。また、一般家庭に残されている時代を記録したフィルムも保存してもらえるのか、といった質問も出るなど、歴史的文化的に貴重なフィルムの保存を急ぐ必要があるとの力強い意見も出されるなど、写真保存センター(アーカイブ)の今後の活動に関心が高まった。

写真業界や写真家の方からは、「我が国の写真フィルムの保存・活用に関する調査研究」の報告書を読みたいという方も多く聞かれ、平成19年度以降の報告書がPDFにしてウェブサイトで閲覧できることになったことを歓迎された。今日の情報発信はインターネットによるものが多く、いずれ行われる利活用でもウェブサイトの役割は見逃せなく、期待も大きい。

### 9.2. 開催記録

#### ① 写真展「ときを刻んだ写真—保存が望まれるフィルム」

一般の方に向けて、文化遺産としても重要な写真フィルム保存の意義を訴える。終戦直後の東京を写した木村伊兵衛(1901-74)、雪国の生活を追った濱谷浩(1915-99)、原爆投下直後

の長崎を写した山端庸介(1917-66)ら17作家が撮影した作品と、長期保存を図る目的で製作された桐製のフィルム収蔵箱や加水分解を起こして劣化したフィルムの実物を展示。ビネガーシンドロームによる劣化状況を示す写真パネル、遺族の収蔵状況などを紹介した。

#### 【概要】

- ・ タイトル 「ときを刻んだ写真——保存が望まれるフィルム」
- ・ 主催など 主催：財団法人日本カメラ財団、社団法人日本写真家協会  
協力：日本写真保存センター設立推進連盟  
後援：文化庁
- ・ 会 場 JCII フォトサロン（東京都千代田区一番町25番地JCIIビル1階）
- ・ 期 間 平成23年3月1日（火）～3月27日（日）
- ・ 開館時間 10:00～17:00 入場無料
- ・ 休 館 日 毎週月曜日（祝・祭日の場合は開館）
- ・ 展示点数 作品約60点 現物展示約20点 パネル展示8点  
展示作家 稲村隆正、岩宮武二、植田正治、大東元、掛川源一郎、川島浩、菊池俊吉、木村伊兵衛、田中徳太郎、田村茂、中村由信、中村立行、濱谷浩、緑川洋一、山端庸介、吉岡専造、吉田潤の17人
- ・ 図録発行 全展示作品とビネガーシンドロームについての解説を収載

#### ② シンポジウム「なぜフィルムの保存が必要か」

#### 【概要】

- ・ タイトル シンポジウム「なぜフィルムの保存が必要か」
- ・ 会 場 JCIIビル6階会議室（東京都千代田区一番町25番地JCIIビル）
- ・ 開催日時 平成23年3月5日（土）13:00～15:00
- ・ 入 場 料 300円（主催者団体会員は無料）
- ・ 講 師  
ビデオ上映（国内外の調査を記録した写真・ビデオを上映、12分間）  
講 演 「なぜフィルムを残そうとするのか」  
社団法人日本写真家協会専務理事 松本徳彦  
「写真フィルムの保存環境と劣化について」  
(劣化メカニズムと保存に関するJIS規格など、科学的見地からの解説)  
日本大学芸術学部写真学科教授 高橋則英  
「写真原板とは何か」  
(倫理的存在を体系的に保存する意義について) 東京都写真美術館専門調査員 金子隆一  
質疑応答
  - ・ 「手元にある写真の保存方法について」
  - ・ 「保存センターの収集基準について」
  - ・ 「デジタルデータ化と利用について」など

### ③ ウェブサイト

ウェブサイトは、日本写真家協会のサイト内に開設した。作成にあたっては、次の段階を踏むこととし、活動状況を告知するサイトを作成、公開した。

第1段階「活動告知」 日本写真保存センター設立の意義、認知促進

第2段階「データベース公開」 ネガ検索、閲覧ができるデータベースの公開

第3段階「データ提供」 デジタルデータ提供・課金システムの構築

第4段階「相互検索」 他写真関係機関サイトとの相互検索ネットワークの構築

#### 【日本写真家協会・ホームページより】

- ・トップページ：「いまは写せても。過去は写せない」  
　　—日本写真保存センター設立に向けて—
- ・最新ニュース  
　　写真展「ときを刻んだ写真—保存が望まれるフィルム」  
　　シンポジウム「なぜフィルムの保存が必要か」
- ・Q & A  
　　日本写真保存センターとは、収集について、保存、デジタル化について、権利、運営、
- ・日本写真保存センターについて  
　　目的、設立のお願い、あゆみ
- ・保存が望まれるフィルム  
　　収集方針、フィルムの保存が望まれる写真
- ・なぜ写真フィルムの保存が必要か  
　　写真フィルムの保存の必要性、写真フィルムの劣化の現状
- ・ビネガーシンドローム  
　　ビネガーシンドロームとは、写真フィルムの保存環境、ビネガーシンドロームの例
- ・調査した写真家  
　　調査した写真家
- ・調査報告書  
　　平成19年度調査報告書、平成20年度調査報告書、平成21年度調査報告書

白山眞理（日本カメラ財団運営委員）

早川与志子（明治大学法学部講師）

## 日本写真保存センター

下へ

Q&A

目的

劣化の状況

調査した写真家

### 「いまは写せても、過去は写せない」

日本写真保存センター設立に向けて

#### ■劣化の進む写真フィルム

いま、私たちは敗戦直後の混乱した

日本社会の姿などを捉えた貴重な写真フィルムを収集しています。

これらを撮影した写真家の多くは物故され、遺された膨大な

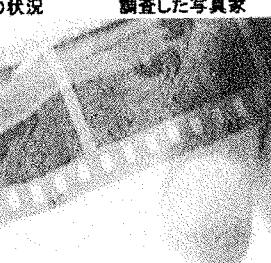
フィルムは遺族の元で利用されないまま保管されています。

しかし、高温多湿の我が国では、一般家庭に置かれた

フィルムは、ビニガーシンドロームといら現象をはじめ、

様々な劣化でボロボロになり、画像が再現できなく

なっているものが多くあります。



1955年、大東元。《歌姫の玉音放送に笑く女子撮影員》(8月15日)♪



劣化例 ▲上写真的前掛けは原版(ゼラチン乾板)

#### ■写真保存センターの早急な実現を

そこで私たちは写真フィルムを長期に保存し、

利活用をうながす施設として「日本写真保存センター」

(アーカイブ)の設立を国へ働きかけています。ぜひ、

設立実現へのご支援ご協力をお願ひいたします。

「日本写真保存センター設立推進連盟」

代表 森山眞弓 副代表 田沼武能

#### 最新ニュース

写真展:「ときを刻んだ写真－

保存が望まれるフルム」

2011.3.10(火)～27(日)

10:00～17:00[入館料]無料

[場所]JCIフォトサロン

[休館日]1月曜日※3.21は開館

イベント:シンポジウム「なぜ

フィルムの保存が必要か」

2011.3.5(土)13:00～15:00

挨拶:森山眞弓、田沼武能

講演:金子隆一、高橋則英、

松本徳彦

[場所]JCIビル 6階 会議室

[定員]先着90名 [受講料]300円

[お申込み]03-3261-0300

#### なぜ写真フィルムの 保存が必要か

- ・写真フィルム保存の必要性
- ・写真フィルム劣化の現状

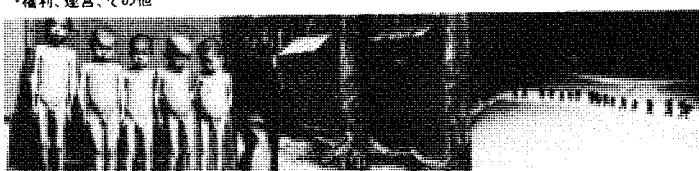
#### Q&A

#### 日本写真保存センター について

- ・日本写真保存センターとは
- ・収集について
- ・保存、デジタル化について
- ・権利、運営、その他

#### 保存が望まれるフィルム

- ・目的
- ・設立のお願い
- ・あゆみ
- ・収集方針
- ・フィルムの保存が望まれる写真



#### ビニガーシンドローム

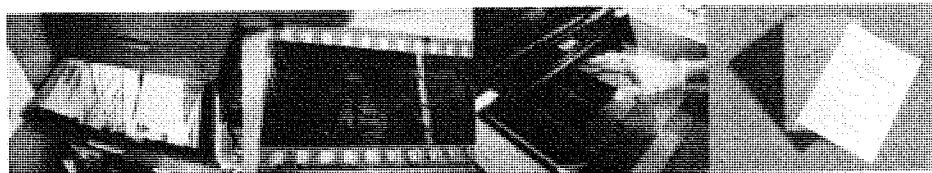
- ・ビニガーシンドロームとは
- ・写真フィルムの保存環境
- ・ビニガーシンドロームの例

#### 調査した写真家

- ・調査した写真家

#### 調査報告書

- ・平成19年度 調査報告書
- ・平成20年度 調査報告書
- ・平成21年度 調査報告書



お問い合わせ Email: info@jps.gr.jp

## 10. まとめ

### なぜ写真原板を残そうとするのか

テレビや出版物で“戦後60年……”といった歴史を振り返る内容の番組や記事があると、決まってその時々の事象をとらえた写真や映像が登場する。そこには民衆がどのような暮らしをしていたか、どんな事件や出来事があったのか、といったことを知ることができる。写真や映像にはこうした折々の出来事を記録し、時を経て再利用することができる優れた情報伝達機能がある。しかし、撮影した写真原板(フィルム)などの管理・保存が適切でないと、フィルムの劣化が起り役立たなくなることが、十数年前から問題となっていた。

こうしたフィルムはほとんどの場合、撮影者のもとで管理保存されていることが多い。しかし、その時代を記録した写真家も年老いたり、物故された方が増えている。そのため歴史的文化的に利用価値の高い写真であっても、必要とする写真をすぐに見つけ出すことができなくなっている。撮影者を特定することも、連絡を付けることすらできないことが多い。なかでも物故された写真家の遺した写真原板は、遺族であっても該当する写真を探し出すことが難しいのが現状である。歴史資料的に貴重な写真であっても、再利用されないままになっている。その上、個人宅においては膨大な量の写真原板を保管する場所もなく、移住、建て替えなどのたびに、やむなく廃棄処分されてしまったものも多い。さらに保存状態も問題になっている。高温多湿のわが国ではフィルムを長期に保存する環境が整っていないところから、写真原板の劣化が進んで廃棄の憂き目にあつていた。

### 「我が国の写真フィルムの保存・活用に関する調査研究」の委嘱

こうした状況を憂い、劣化や散逸を未然に防ごうと立ち上がったのが日本写真家協会で、平成18年3月「日本写真保存センター」設立推進連盟(代表 森山眞弓)を組織し、時代を色濃く記録した写真原板(フィルム)を収集、保存し、様々なメディアでの利活用に供せるような「フィルム保存センター(アーカイブ)」の設立を、同年5月に文化庁に要望した。

文化庁は平成19年度から「我が国の写真フィルムの保存・活用に関する調査研究」を日本写真家協会に委嘱し、①写真原板の保存状況。②写真原板の収集基準、保存方法。③写真原板の保存・活用に関する権利処理や利活用方法。④官民の役割等についての調査研究を委ねた。

調査にあたっては、学術・教育関係者並びに美術館学芸員、法律家、マスコミ関係者などの専門家による諮問委員、調査員などで構成する委員会を立ち上げ実施した。調査員は2~3人のチームで遺族の元を訪ね、保管場所、保管箱の材質、ネガフォルダーの種類、ネガ台帳の記載状況などをきめ細かく確認し、写真原板の保存状況を調査した。平成19年度は26人、約52,180本のモノクロフィルムを、20年度は20人の35ミリフィルム約37,300本と大判の約455,000枚を調べ記録した。

### フィルムの加水分解によるビネガーシンドローム

そこで問題となったのが、フィルムの加水分解による劣化(ビネガーシンドローム)であった。ビネガーシンドロームは高温多湿の密閉された環境のもとで起こるフィルムの劣化現象で、はじめに酢酸臭を発し、次第にべとつき(粘稠)が起き、白い粉(結晶状)の析出、波打ちやワカメ状の収縮等の症状が表れる。さらに劣化が進むと、フィルムベースの柔軟性がなくなり、ごわごわした感じ(脆化)になる。乳剤膜の剥離やひび割れ、画像の崩れ、フィルムベース自体が粉々に崩壊してしまう、といった現象を起こしたフィルムが各所で見つかった。酢酸臭が出始めるとこれを完全に止めることは困難で、できるだけ早いうちに見つけ出して、デュープかスキャニングをして複製を作って残すしかない。

このビネガーシンドロームについてJPSニュースや会報で記事にしたところ、何人の現役の写真家から問い合わせがあり、わが国における常温常湿でのフィルム保存の難しさが現実のものとして明白になった。

### 調査活動を本格化する。

調査活動を進める拠点として平成19年度からJCIIビル内に小さな部屋を借りて、遺族から写真原板を借り受けて、写真原板の保存状況とデータベース化の基となる写真原票の作成を始め、写真原板をどのように収集し保存するか、データベースのシミュレーションに着手した。サンプル調査といえども相当な量の写真原板のすべてをスキャニングすることは大変で、時間と経費を勘案して、すべてのフィルムをスキャニングするのではなく、利活用の頻度の高いと思われる、当該写真家の写真集など撮影者自身が写真を選択して公表してきたものを中心に作業を進めることにした。これは収集基準としている「写真集等の印刷物に発表されている写真を収集の第一候補とする」に合致している方法である。

また、フィルムの画像データを公開する方法として、日本写真家協会のホームページを利用して検証することにした。問題は写真画像をどの程度のサイズ、ピクセルで見られるかについても検証し、当面は200ピクセル程度の軽いデータで検索できる方法をとった。

### 平成21年度以降の調査

平成21年度調査したのは、田中徳太郎『白サギ』(1961年刊) 35mmフィルム 677本から216齣、吉田潤『戦後フォーカス293』(1983年刊) 6×6判 506枚から 270齣、川上重治『生の証人たち』(1970年刊) 35mm 1,405本から 270齣、大東元『軌跡』(1996年刊)438本から 78齣、川嶋浩『未来誕生』(1960年刊) 35mm 292本から 101齣、野上透『文士一瞬』(2006年刊)から使用ネガのみを整理したホルダー15本から 89齣、竹内廣光『演出家、女の園の中で』(1978年刊) 2,760本、名取洋之助『NIPPON』ほか(戦前刊行)約3,100本。などの写真集に使用された写真原板の照合と台帳(簡易なデータベース)作りを行った。

平成22年度は品川歴史館が寄託を受けている中村立行の写真原板 675本からは、写真集『昭和、裸婦、残影』(1991年)に掲載された161点から13齣を見出した。札幌の北海道立文学館に預けている掛川源一郎のフィルム 5,227本からは、最晩年刊行された『北海道Genのまなざし』(2004年)に載った 141点から 140齣を選び出した。蔵原輝人の17,109本

の舞台写真『わらび座』(1976年)に掲載されたネガは探したが見当たらなかった。使用されたものは別のホルダーで整理されているのかも知れない。『吉田茂』(1967年)の写真集で知られる吉岡専造の原板は、掲載されたもの 151点のうち 62齣しか見つからなかった。劣化した写真原板が多かった中村由信のフィルム 1,178本中、写真集『海女』掲載 170 点から89齣が、『日本方言図鑑』(1983年)からは 327点中、322齣を確認することができた。

このほか戦後いち早く映画雑誌の仕事を始めた早田雄二のスター写真は個人のフォトライブラリーで管理されていて、メディア等で使用される頻度が高くて提供を受けることができなかつた。また、スターなどの写真は肖像権の問題もあって利活用に当たっての権利処理が複雑であることも考慮した。

ここで調査作業の難しさを指摘しておきたい。写真家が撮影し現像処理したフィルムのネガ台帳が完備していなかったり、ネガホルダーに撮影日時、場所、テーマ、整理番号などが未記入のものが多くなったこと、グラビア印刷の写真集などでは、ネガから直接製版用の刷版を作ったため、その使用された 1 齣が欠落していたりして、照合作業は思ったより時間がかかり、本格的な利活用を目的にしたアーカイブ作りとなると、調査そのものに多大な時間と費用がかかることが分かった。

#### アーカイブ化へ一歩を

「写真保存センター」については、政権交替で事業仕分けが行われさまざまな事業が凍結あるいは廃止されるといった事態に直面したが、この「写真原板の保存」に関しては、相模原にある国立近代美術館の分館フィルムセンターの収蔵庫の増築部分の500m<sup>2</sup>を無償で文化庁から貸与を受けることになり、さらに文化庁の方針として、平成23年度から「文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究」へと歩みを進めることができ、「写真保存センター」への期待が一段と高くなったことを「まとめ」の言葉とした。

松本徳彦（社団法人日本写真家協会専務理事）

## 1. 遺族宅の保存状況



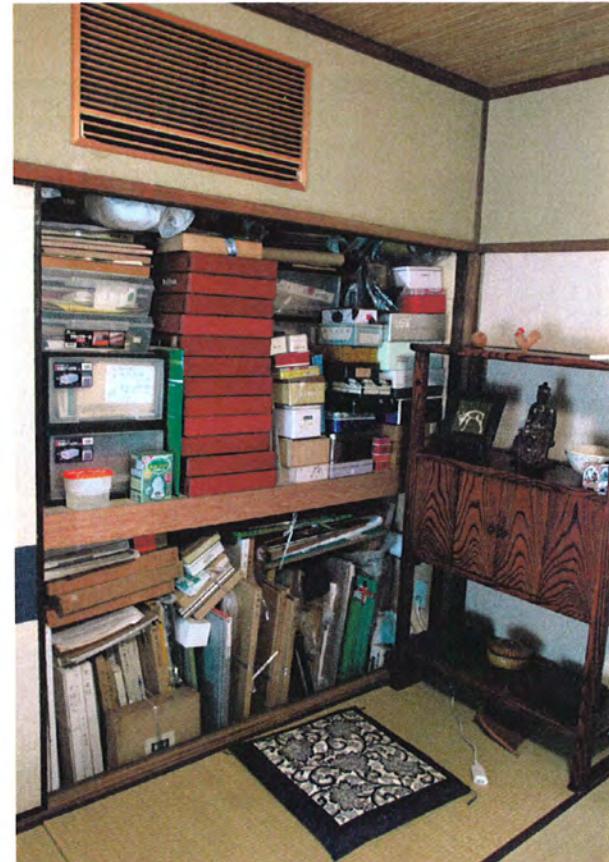
特製の桐の箱に4×5インチのカラー写真を収納  
ぎっしりと詰め込まれ、蓋をして密閉状態だった。



写真集に使われたネガを缶に詰め込み、蓋をテープで巻き、  
密封されていた。



夫人の桐のタンスを利用して、モノクロネガを収納  
比較的よく使用されていたので、保存状況は良好だった。



プラスティックの衣装ケースに納められたフィルムが  
客間に押し入れに仕舞われていた。

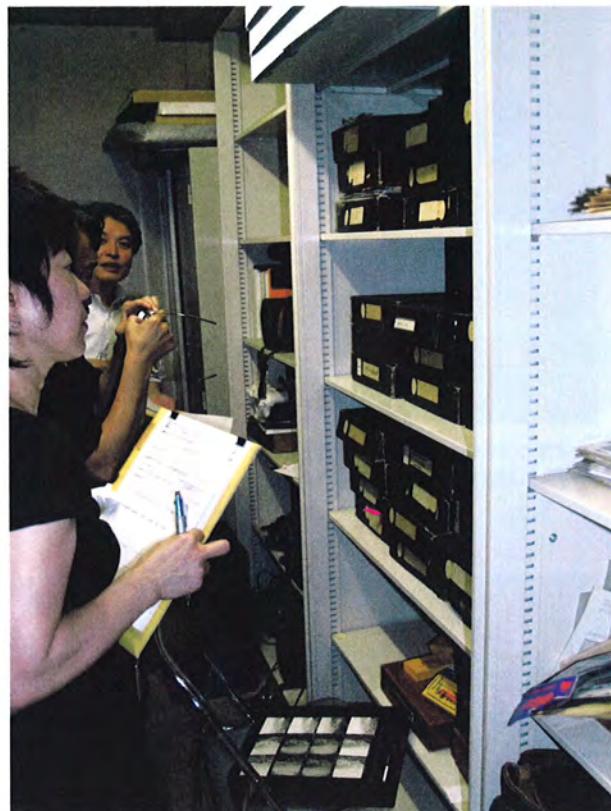


物置にネガが雑多に積まれ、夏季の高温で劣化が進んでいた。

## 2. 遺族宅の保存状況



自宅に設けられた作品、ネガ収蔵棚



遺族に保存センターについて説明する



経営するライブラリーのフィルムロッカー

### 3. 写真美術館などの収蔵状況



数万枚に及ぶ4×5インチのフィルムが中性紙の収納箱に入れられた、整然と収納されていた。



中性紙のボックス、ポリプロピレンのフォルダーに納められた中判のフィルム。



ポリプロピレンのネガフォルダーに2コマずつ整理されていた。



中判のフィルムを納めた中性紙のボックスの前で、学芸員の説明を聞く調査委員。

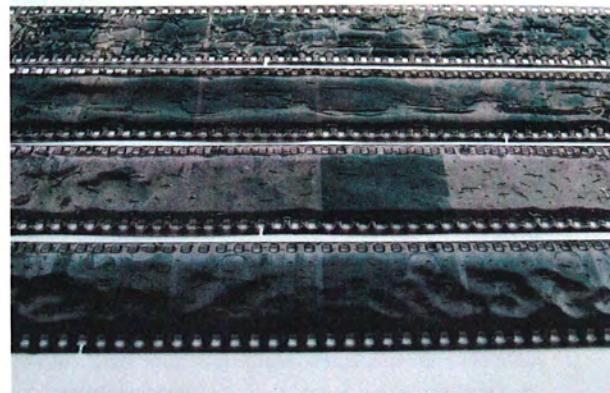


持ち帰ったフィルムをスキャニングし、写真原板原票にデータを入力する調査作業員

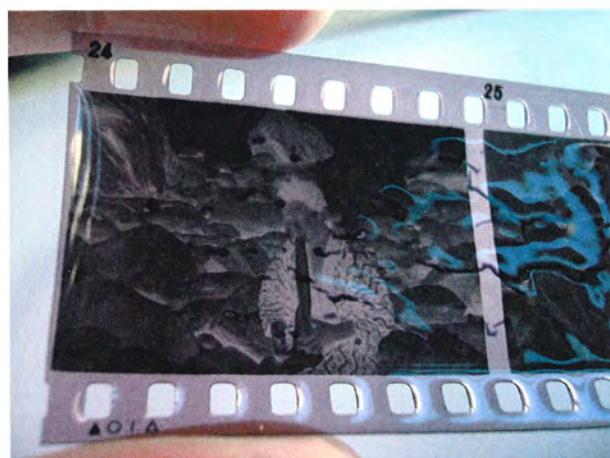
#### 4. 劣化したフィルム（ビネガーシンドローム）



乾燥剤を入れて収蔵したため、棒状に巻き込んだフィルム  
復元を試みたが、修復不能と判定された。



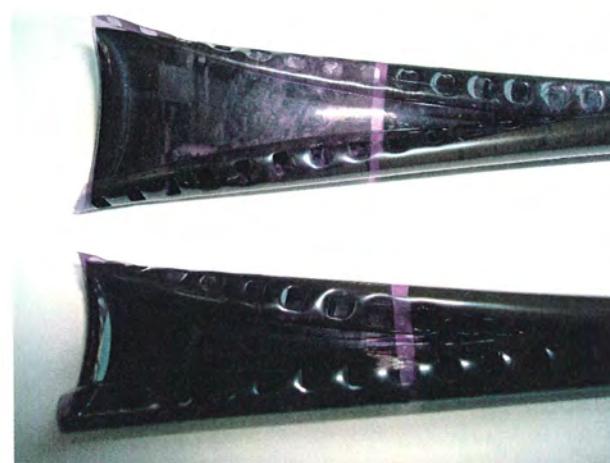
白い粉の析出したフィルム。



乳剤面の剥離が始った劣化フィルム。ここまで進行すると  
プリントすることもできなかった。



フィルムが溶け出し、収納袋に茶褐色の斑点を、汚染状の  
シミが出ていた。



ワカメ状の劣化が始まったフィルム。



ガラス乾板の銀鏡。乳剤面の周囲から内部へと起こる。

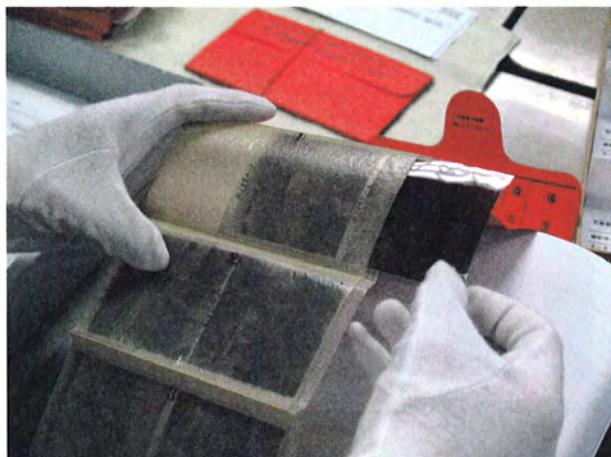
## 5. 収集したフィルムの整理作業



収集したフィルムをスキャニングして、コンタクトシートの作成。



中性紙のストレージボックスに納められているネガフォルダー。  
吸湿剤のキープウェルを入れて収蔵。



古いネガフォルダーからネガを抜き出し、新しいフォルダーに  
入れ替え作業を行う。



事務用トレーに入れられたネガフォルダー。  
撮影内容ごとに輪ゴムで整理。



スキャニングで作られたコンタクトシート。



酸性紙に貼り込んだコンタクトプリント

## 6. 海外のフィルム収蔵施設（フランス、イギリス、オランダ）



19世紀の全紙サイズの湿板ガラスネガ、



数百万点に及ぶ戦争に係わる写真、ネガの収蔵庫。



19世紀に造られた軍隊の兵舎跡を利用しての保存庫。  
40もの小部屋に分けられた収蔵庫。ラック総延長が1kmに及ぶ。



古写真の修復を行うために色素のテスト。



収蔵施設に併設された展示場。収蔵作品の展示や一般の作品展示も  
行われていた。

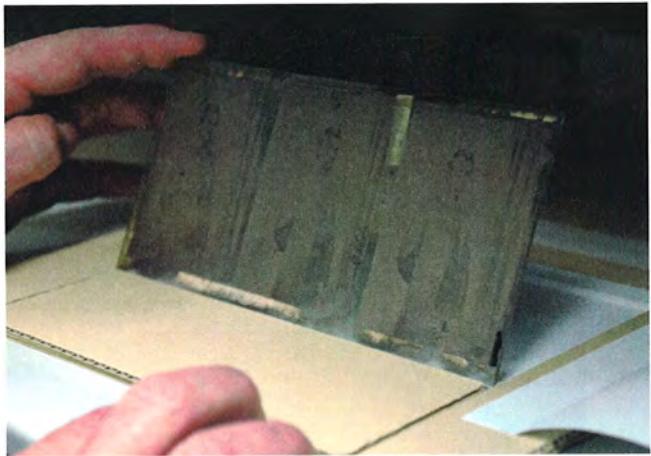


写真美術館に併設された修復作業室で  
ダゲレオタイプのクリーニング作業中。

## 7. 海外のフィルム収蔵施設（アメリカ）



アメリカの写真による歴史史料を収蔵。パノラマ写真の数々。



リーンカーンの肖像。3枚の湿板ガラスネガ。



50mに及ぶ収蔵ラック。規模の巨大さに驚く。



フィルム面の剥離したフィルム。



修復作業室。

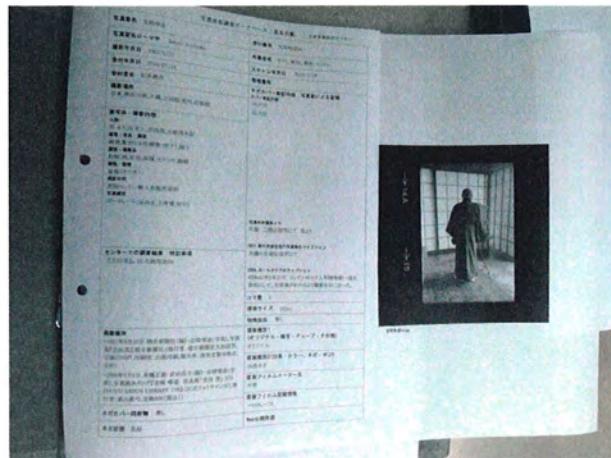


収蔵庫内の温湿度を調査する。室温18°C、湿気38%と理想の収蔵環境。

## 8. 展示公開された劣化フィルムと整理状況



「ときを刻んだ写真—保存を必要とするフィルム」展会場



「吉田茂」のネガ原稿



ビネガーシンドロームの実態



整理されたコンタクトプリント



劣化フィルムの現物展示



残されているフィルムのコンタクトシート。

禁無断転載

平成 22 年度 文化庁  
「我が国のフィルム保存・活用に関する調査研究」  
報告書

平成 23 年 3 月 社団法人日本写真家協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIビル

TEL : 03-3265-7451 FAX : 03-3265-7460

<http://www.jps.gr.jp>

E-mail : [info@jps.gr.jp](mailto:info@jps.gr.jp)